

官報

号外 昭和三十六年五月十一日

第三十八回 衆議院會議録 第三十八号

昭和三十六年五月十一日(木曜日)

議事日程 第三十号

昭和三十六年五月十一日

午後一時開議

第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣委員長提出)

第二 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 防災建築街区造成法案(内閣提出)

第五 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

第六 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

公有林野等官行造林法を廃止する法律案(内閣提出、参議院回付)

法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

日程第二 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 防災建築街区造成法案(内閣提出)

日程第五 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第六 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第七 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

離島振興法の一部を改正する法律案(綱島正興君外七名提出)

午後二時三十六分開議
○議長(清瀬一郎君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(清瀬一郎君) お諮りいたしますと
とがあります。

議員航足計君から、キューバの経済事情調査のため、五月十四日から本会期中請暇の申し出がござります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

公有林野等官行造林法を廃止する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(清瀬一郎君) なお、お諮りいたします。

参議院から、内閣提出、公有林野等官行造林法を廃止する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加して、この回付案を議題とするに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

公有林野等官行造林法を廃止する法律案の参議院回付案を議題といたします。

公有林野等官行造林法を廃止する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十六年四月二十六日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬一郎殿

(修正に係る条文を掲げ、小字及び一は修正)

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に公有林野等官行造林法に基づき締結された契約については、同法は、なおその効力を有する。

3 新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
第十三条第二項第四号中「設定、七五設定及びに改め、及び公有林野等官行造林法(大正九年法律第七号)第一条の契約を削る。

13⁴ 分収造林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第一条中「公有林野等官行造林法(大正九年法律第七号)第一条(官行造林契約)の契約及び」を削る。

14⁵ 附則第二項に規定する契約についての分収造林特別措置法の適用については、なお従前の例による。

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。
 本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣委員提出)

改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第二、法務省設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題いたします。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案
 右の議案を提出する。

提出者
 内閣委員長 久野 忠治

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十八条」に改める。

第五条第一項中「十二人以内」を「十三人以内」に改める。

第七条を次のように改める。
 (中央協議会の事務局)

第七条 中央協議会の事務局を処理させるため、中央協議会に事務局を置く。

2 事務局に、所要の職員を置く。

第八条中「中央協議会」の下に「の組織及び運営並びに事務局その他中央協議会」を加える。

第九条の見出しを「(都道府県又は

市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会)」に改め、同条第一項中「都道府県は」を「都道府県及び市町村は」に改め、「当該都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会(以下「都道府県協議会」といふ。))」を「都道府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会(以下「地方協議会」といふ。))」に改め、同条第二項中「都道府県協議会」を「地方協議会の組織及び運営その他地方協議会」に改め、同条第三項中「都道府県の下に」又は

市町村」を加え、「都道府県協議会」を「地方協議会」に改める。

第十四条中「同日以後」の下に「駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号。以下「一部改正法律」といふ。))の施行(同法附則第一項本文の規定による施行をいう。以下第十六条第一項において同じ。))の日の前日までの間」を加える。

第十四条の次に次の四条を加える。

第十五条 前条の離職を余儀なくされた者について第十六条の規定により特別給付金を支給することができる場合には、その者については、前条の規定は、適用しない。

第十六条 政府は、昭和三十三年六月二十二日において第二条第二号に規定する契約に基づき国が雇用する労働者(以下「旧政府雇用労働者」といふ。))又は同条第三号に規定する諸機関が雇用する労働者(以下「旧諸機関雇用労働者」といふ。))であつた者であつて、同日以後一部改正法律の施行の日まで引き続き旧政府雇用労働者、旧諸機関雇用労働者又は同条第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこれに相当する労働者であつて政令で定める者として在職したものが、一部改正法律の施行の日以後において、アメリカ合衆国の軍隊

の撤退、移動、部隊の縮小又は予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、又は業務上死亡した場合に、当該二以上の場合のうち最後の場合に限り、適用する。

第十七条 第十四条又は前条第一項の離職を余儀なくされた者に係る特別給付金は、その者が当該離職を余儀なくされた後引き続き在職者とならなかつたとき、又は当該離職を余儀なくされた後引き続き在職者となつた者が死亡したとき(当該死亡につき同項の規定による場合を除く。))に支払ふものとする。

2 前項において「引き続き在職者」とは、離職の日又はその翌日(当該翌日及びこれに引き続く日)が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日(当該翌日及びこれに引き続く日)が政令で定める勤務を要しない日である場合に、当該勤務を要しない日(当該翌日)に第二条第一号に掲げる者に該当する労働者又はこれに相当する労働者であつて政令で定める者となつた者をいう。

(職業訓練手当及び移転に要する費用の支給)

第十八条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第 号)第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては駐留軍関係離職者の再就職の促進に関する措置がなほ不十

3 第一項の特別給付金を支給する場合において、同一の労働者につ

いて同項の規定により特別給付金を支給することができる場合が二以上あるときは、同項の規定は、当該二以上の場合のうち最後の場合に限り、適用する。

第十四条又は前条第一項の離職を余儀なくされた者に係る特別給付金は、その者が当該離職を余儀なくされた後引き続き在職者とならなかつたとき、又は当該離職を余儀なくされた後引き続き在職者となつた者が死亡したとき(当該死亡につき同項の規定による場合を除く。))に支払ふものとする。

2 前項において「引き続き在職者」とは、離職の日又はその翌日(当該翌日及びこれに引き続く日)が政令で定める勤務を要しない日である場合には、当該勤務を要しない日(当該翌日)に第二条第一号に掲げる者に該当する労働者又はこれに相当する労働者であつて政令で定める者となつた者をいう。

(職業訓練手当及び移転に要する費用の支給)

第十八条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第 号)第十九条に規定する業務のほか、当該業務の遂行のみによつては駐留軍関係離職者の再就職の促進に関する措置がなほ不十

3 第一項の特別給付金を支給する場合において、同一の労働者につ

分であると認められる現状に対処するため、次の業務を行なう。

一 公共職業訓練を受ける駐留軍関係離職者に対して手当を支給すること。

二 公共職業安定所の紹介した職業に就くため駐留軍関係離職者がその住所又は居所を変更する場合において、その者に対して移転に要する費用を支給すること。

三 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

2 前項に規定する業務は、次の各号に該当する駐留軍関係離職者に対して行なうものとする。

一 当該離職の日が昭和三十三年六月二十二日以後であること。

二 旧政府雇用労務者、旧諸機関雇用労務者又は第二条第一号に掲げる者に該当する労務者若しくはこれに相当する労務者であつて政令で定める者として一年以上在職していたこと。

三 一部改正法律の施行(同法附則第一項ただし書の規定による施行をいう)の日以後において新たに安定した職業に就いたことのないこと。

3 政府は、雇用促進事業団に対し、第一項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

4 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

5 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十條第三号の規定の適用については、同法第十九條に規定する業務とみなす。

6 雇用促進事業団法第二十條及び第三十七條第一項(同法第二十條第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は第一項に規定する業務について、同法第三十五條の規定は同項第一号の手当又は同項第二号の移転に要する費用の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利について準用する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、駐留軍関係離職者等臨時措置法(以下「法」という)第十八條の改正規定は、雇用促進事業団法の施行(同法附則第一項ただし書の規定による施行をいう)の日から施行する。(経過規定)

2 法第十六條の改正規定の施行前(すでに改正前の法第十四條の規定により離職に係る特別給付金の支給を受けた労務者について、改正後の法第十六條の規定により特別給付金を支給することができるとき)には、当該すでに支給した特別給付金は、当該改正後の法第十六條の規定による特別給付金の内払とみなす。

別給付金を支給することができるときには、当該すでに支給した特別給付金は、当該改正後の法第十六條の規定による特別給付金の内払とみなす。

理由

駐留軍関係離職者等臨時措置法の施行の状況にかんがみ、中央駐留軍関係離職者等対策協議会の委員を増員し、かつ、これに事務局を置き、市町村にも駐留軍関係離職者等対策協議会を置くことができるとし、特別給付金の支給を受ける者の範囲を拡げるとともに、職業訓練手当及び移転に要する費用を支給することができるとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二千万円の見込みである。

法律省設置法の一部を改正する法律案

右
昭和三十六年二月二十八日
内閣総理大臣 池田 勇人
法律省設置法の一部を改正する法律

法律省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に關し、研修、研究及び調査を行なうことを目的とする研修所を

羽田入国管理事務所 東京都 東京都の内東京国際空港の区域

別表十二中東京入国管理事務所羽田空港出張所の項を削る。

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

法律総合研究所に、国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に關し、研修、研究及び調査を行なうことを目的とする研修所を日本国内に設置することに關する条約に基づき、国際連合に協力して、その研修、研究及び調査を行なわせることとする。ことに、東京入国管理事務所羽田空港出張所を廃止して、羽田入国管理事務所を置く必要がある。

日本国に設置することに關する条約に基づき、国際連合に協力して行なう研修、研究及び調査に關する事項

第十一条の四第一項中「訓練を行なう」を「訓練を行ない、並びに第二号第十一号に規定する研修、研究及び調査を行なう」に改める。

別表十一東京入国管理事務所の項管轄区域の欄中「東京都」を「東京都(東京国際空港の区域を除く。)」に改め、同項の次に次の一項を加える。

これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の趣旨弁明及び報告を求めます。内閣委員長久野忠治君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔久野忠治君登壇〕
○久野忠治君 たいま議論となりました二法案のうち、まず、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案につき、内閣委員会を代表いたしました。その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

この改正案は、本法の施行の状況及び駐留軍関係離職者の特殊事情にかんがみ、実情に即した改正を行なおうとするのが、その趣旨であります。

昭和三十六年五月十一日 衆議院會議録第三十八号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十六年五月十一日 衆議院會議録第三十八号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案外一案 法律案外一案

公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する

七三六

その要旨を御説明申し上げます、まず、第一に、中央協議会の委員に厚生次官を加えるため、委員の定数を一名増加し、連絡調整を一段と強化することでありませう。

第二は、中央協議会に事務局を設置し、機能の強化をはかることでありませう。

第三は、条例によって置くことができるものとなっている都道府県協議会と同様に、市町村にも駐留軍関係離職者等対策協議会を設けることができることとし、国はこれに要する経費の一部を補助することとして、実情に即した対策が講ぜられるようにすることでありませう。

第四は、特別給付金の支給範囲を広げて、昭和三十三年六月二十二日の岸・アイク声明の行なわれたときに、PX従業員等、軍諸機関雇用労働者であった者が引き続き在職し、政府雇用労働者に切りかえられた後離職した場合に、前の軍諸機関雇用労働者であった在職期間と政府雇用労働者としての在職期間とを通算して特別給付金を支給できるように改めることでありませう。

第五は、駐留軍関係離職者で、公共職業訓練を受ける者には職業訓練手当を、公共職業安定所の紹介による就職のため居所または住所を変更する者には移転に要する費用を、それぞれ支給することでありませう。

その他、本案は、公布の日から施行するが、職業訓練手当及び移転に要する費用の支給に關する部分は雇用促進事業団法の施行の日から施行するといたしているほか、所要の改正を加えておりませう。

なお、本案施行に要する経費は、本年度既定予算の範囲内及び予備費をもつて充てることにいたしておりませう。また、内閣の意見も求めておりませう。

本案は、五月十日、内閣委員会におきまして検討の結果、全会一致をもつて成案を得たものでありませう。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、第一に、過日締結された犯罪の防止及び犯罪者の処遇に關するアジア及び極東地域研修所を日本国に設置することに關する国際連合と日本国との間の協定に基づき、国際連合と協力して行なう研修、研究及び調査に關する事項を本省の所掌とし、その事務を法務総合研究所に行なわせることであり、第二は、東京入国管理事務所羽田空港出張所を羽田入国管理事務所に移格させることでありませう。本案は、去る二月二十八日日本委員会に付託、三月二日政府より提案理由の

説明を聴取し、慎重審議の上、五月十日質疑を終了いたしましたところ、草野委員より、施行期日を「公布の日」と改める修正案が提出され、全会一致をもつて修正案の通り修正決議すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
法務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十六年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(清瀬一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第一について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めませう。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正でありませう。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めませう。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り決しました。

日程第三 公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 防災建築街区造成法案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第三、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律案、日程第四、防災建築街区造成法案、右兩案を一括して議題といたします。

公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律案
右の内閣提出案は本院において可決よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月二十一日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬一郎殿

公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律案

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 市街地改造事業
- 第一節 測量、調査及び土地の取用等(第七条―第十条)

第二節 事業計画及び管理処分計画(第十八条―第三十条)

第三節 建築施設の部分による対償の給付(第三十一条―第三十九条)

第四節 建築施設に關する権利関係の確定等(第四十条―第五十条)

第五節 費用の負担等(第五十一条―第五十二条)

第三章 雑則(第五十三条―第六十条)

第四章 罰則(第六十一条―第七十条)

附則

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關し、市街地改造事業の施行その他必要な事項について規定することにより、都市の機能を維持し、及び増進するとともに、土地の合理的利用を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 市街地改造事業 公共施設の用に供される土地及びその附近

地においてこの法律で定めるところに従つて行なわれる公共施設の整備並びに建築物及び建築敷地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

二 建築施設整備事業 市街地改造事業のうち建築物及び建築敷地の整備に関する事業（建築敷地の取得に関するものを除く。）並びにこれに附帯する事業をいう。

三 施行者 市街地改造事業を施行する者をいう。

四 施行地区 市街地改造事業を施行する土地の区域をいう。

五 公共施設 政令で定める重要な道路、広場その他の公共の用に供する施設をいう。

六 施設建築物 建築施設整備事業によつて建築される建築物をいう。

七 施設建築敷地 建築施設整備事業によつて造成される建築敷地をいう。

八 建築施設 施設建築物及び施設建築敷地をいう。

九 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかかなものを除く。

十 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設

定されたことが明らかかなものを除く。

（市街地の改造に関する都市計画）

第三条 建設大臣は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域について、市街地改造事業を施行すべきことを、都市計画法（大正八年法律第三十六号）の定める手続によつて、都市計画として決定することができる。

一 当該区域内に公共施設に関する都市計画が決定されていること。

二 当該区域が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十八条第一項の用途地域（工業地域を除く。）内にあること。

三 当該区域（公共施設の用に供される土地の区域を除く。以下次号において同じ。）の二分の一をこえる部分が建築基準法第五十九条第一項の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）内又は同法第六十条第一項の防火地域若しくは準防火地域内にあること。

四 当該区域内にある耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）以外の建築物で階層を除く階数が二以下であるものの建築面積の合計が当該区域内にあるす

べての建築物の建築面積の合計の三分の二をこえていること。

五 当該区域内の公共施設の整備に伴い、建築敷地として形のととのわない又は地積の過小な土地が当該公共施設に隣接することとなるため、市街地としての環境が著しくそこなわれるおそれがあること。

六 当該区域内に建築物が密集しているため、土地の区画及び形質の変更のみによつては、当該区域内の土地の合理的利用の増進を図ることが困難であること。

第四条 前条の都市計画は、次の各号に掲げるところに従つて決定しなければならない。

一 公共施設の整備に関する計画は、前条第一号の都市計画に従つて定めること。

二 建築物の整備に関する計画は、公共施設の整備によつて生ずる空間の有効な利用及び建築物相互間の開放性の確保を考慮して、建築物が都市計画上当該区域にふさわしい階数、配列及び用途構成を備えた健全な高度利用形態となるように定めること。

三 建築敷地の整備に関する計画は、前号の高度利用形態に適合した適正な街区が形成されるように定めること。

（市街地改造事業の施行）

第五条 市街地改造事業は、都市計画事業として施行する。

（施行者）

第六条 都市計画法第五条の規定は、市街地改造事業には適用しない。

2 市街地改造事業は、次に掲げる者が施行する。

一 公共施設の管理者である又は管理者となるべき建設大臣、都道府県知事又は市町村長

二 公共施設の管理者である又は管理者となるべき都道府県又は市町村で、建設大臣に市街地改造事業を施行することを申し出たもの

3 公共施設の管理者又は管理者となるべき者が都道府県知事又は市町村長である場合において、その都道府県知事又は市町村長の統轄する都道府県又は市町村が建設大臣に建築施設整備事業を施行することを申し出たときは、建築施設整備事業は、その都道府県又は市町村が施行するものとする。

第二章 市街地改造事業

第一節 測量、調査及び土地の取用等

（測量及び調査のための土地の立入り等）

第七条 市街地改造事業を施行しようとする者又は施行者は、市街地

改造事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ必要がある場合においては、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入りしようとする者は、立ち入りしようとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入りしようとする場合においては、その立ち入りしようとする者は、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入りしてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

（障害物の伐除及び土地の試掘等）

第八条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行ふ者は、その測量又は調査を行ふにあたり、やむ

昭和三十六年五月十一日 衆議院会議録第三十八号 公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案外一案

を得ない必要があつて、障害とな
る植物若しくはかき、さく等(以
下「障害物」といふ)を伐除しよう
とする場合又は当該土地に試掘若
しくはボーリング若しくはこれら
に伴う障害物の伐除(以下「試掘等」
といふ)を行なうとする場合に
おいて、当該障害物又は当該土地
の所有者及び占有者の同意を得る
ことができないときは、当該障害
物の所在地を管轄する市町村長の
許可を受けて当該障害物を伐除
し、又は当該土地の所在地を管轄
する都道府県知事の許可を受けて
当該土地に試掘等を行なうことが
できる。この場合において、市町村
長が許可を与えようとするときは
障害物の所有者及び占有者に、都
道府県知事が許可を与えようとし
るときは土地又は障害物の所有者
及び占有者に、あらかじめ、意見
を述べる機会を与えなければなら
ない。

又はボーリングに伴う障害物の伐
除をしようとする場合を除く。)に
おいて、当該障害物の所有者及び
占有者がその場所でないためそ
の同意を得ることが困難であり、
かつ、その現状を著しく損傷しな
いときは、市街地改造事業を施行
しようとする者若しくは施行者又
はその命じた者若しくは委任した
者は、前二項の規定にかかわら
ず、当該障害物の所在地を管轄す
る市町村長の許可を受けて、ただ
ちに、当該障害物を伐除すること
ができる。この場合においては、
当該障害物を伐除した後、遅滞な
く、その旨をその所有者及び占有
者に通知しなければならぬ。
(証明書等の携帯)
第九条 第七條第一項の規定により
他人の占有する土地に立ち入ろう
とする者は、その身分を示す証明
書を携帯しなければならない。

2 前條の規定により障害物を伐除
しようとする者又は土地に試掘等
を行なうとする者は、その身分
を示す証明書及び市町村長又は都
道府県知事の許可証を携帯しなけ
ればならない。
3 前二項に規定する証明書又は許
可証は、関係人の請求があつた場
合においては、これを提示しなけ
ればならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)
第十条 市街地改造事業を施行しよ
うとする者又は施行者(それらの
者が、建設大臣であるときは国、
都道府県知事であるときは都道府
県、市町村長であるときは市町
村)は、第七條第一項又は第八條
第一項若しくは第三項の規定によ
る行為により他人に損失を与えた
場合においては、その損失を受け
た者に対して通常生ずべき損失を
補償しなければならない。
2 前項の規定による損失の補償に
ついては、損失を与えた者と損失
を受けた者が協議しなければなら
ない。
3 前項の規定による協議が成立し
ない場合においては、損失を与え
た者又は損失を受けた者は、政令
で定めるところにより、取用委員
会に土地収用法(昭和二十六年法
律第二百十九号)第九十四条第二
項の規定による裁決を申請するこ
とができる。

2 何人も、前項の規定により設け
られた標識を設置者の承諾を得な
いで移転し、若しくは除却し、又
は汚損し、若しくは損壊してはな
らない。
(関係簿書の閲覧等)
第十二條 市街地改造事業を施行し
ようとする者又は施行者は、市
街地改造事業の施行の準備又は施
行のため必要がある場合において
は、施行地区となるべき区域若し
くは施行地区を管轄する登記所に
対し、又はその他の官公署の長に対
し、無償で必要な簿書の閲覧若し
くは謄写又はその謄本若しくは抄
本の交付を求めることができる。
(建築行為等の制限)
第十三條 都市計画事業として決定
された市街地改造事業を施行すべ
き土地の区域内において、市街地改
造事業の施行の障害となるおそれ
がある土地の形質の変更若しくは
建築物その他の工作物の新築、改
築若しくは増築を行ない、又は政
令で定める移動の容易でない物件
の設置若しくは堆積を行なうと
する者は、都道府県知事(建設大
臣が市街地改造事業を施行すべき
土地の区域内にあつては、建設大
臣。以下この条において同じ。)の
許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定す
る許可の申請があつた場合におい
て、その許可を与えようとするこ
きは、あらかじめ、施行者の意見
をきかなければならない。
3 都道府県知事は、第一項に規定
する許可をする場合において、市
街地改造事業の施行のため必要が
あると認めるときは、許可に期限
その他必要な条件を附することが
できる。この場合において、これ
らの条件は、当該許可を受けた者
に不当な義務を課するものであつ
てはならない。
4 都道府県知事は、第一項の規定
に違反し、又は前項の規定により
附した条件に違反した者がある場
合においては、これらの者又はこ
れらの者から当該土地、建築物そ
の他の工作物若しくは物件につい
ての権利を承継した者に対して、相
当の期限を定めて、市街地改造事
業の施行に対する障害を排除する
ため必要な限度において、当該土
地の原状回復又は当該建築物その
他の工作物若しくは物件の移転若
しくは除却を命ずることができ
る。
5 都道府県知事は、前項の規定に
より土地の原状回復又は建築物そ
の他の工作物若しくは物件の移転
若しくは除却を命じようとするこ
きは、あらかじめ、その原状回復
又は移転若しくは除却を命ずべき

者について騰聞を行なわなければならぬ。ただし、それらの者が正当な理由がなくて騰聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(市街地改造事業のための土地等の取用)

第十四条 施行者は、市街地改造事業の施行のため必要がある場合において、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地取用法第五条第一項各号に掲げる権利を取用することができる。

2 前項の規定により土地又は権利が取用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物を所有する者は、その建築物の取用を請求することができる。

(物件の移転命令等)

第十五条 施行者(施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長)は、市街地改造事業の施行のため必要がある場合においては、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の建築物、工作物その他の物件の所有者で当該物件の存する土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対して、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。

(一時収容施設等の設置のための土地等の使用)

第十六条 施行者は、市街地改造事業を施行すべき土地の区域内の建築物に居住する者で施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設その他市街地改造事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

(土地取用法の適用等)

第十七条 第十四条第一項の規定による取用又は前条の規定による使用に關しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地取用法の規定を適用する。

2 都市計画法第十九条及び第二十条の規定は、第十四条第一項の規定による取用又は前条の規定による使用について準用する。

3 土地取用法第八十七条の規定は、第十四条第二項の規定による取用の請求について準用する。

第二節 事業計画及び管理

処分計画

(事業計画の決定及び認可)
第十八条 施行者は、事業計画を定めなければならない。この場合において、建設大臣以外の施行者は、建設省令で定めるところによる。

り、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 前項後段の規定は、事業計画を変更する場合(政令で定める軽微な変更をする場合を除く。)に準用する。

(事業計画の内容等)

第十九条 事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区(施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区)、設計及び資金計画を定めなければならない。

2 この法律に規定するものほか、事業計画の設定の技術的基準その他事業計画に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(事業計画の公告)

第二十条 施行者は、事業計画を定め、若しくは変更したとき(政令で定める軽微な変更をしたときを除く。)、又は事業計画若しくはその変更の認可を受けたときは、その旨を公告しなければならない。

(譲受け希望の申出及び貸借り希望の申出)
第二十一条 事業計画を定め、又はその認可を受けた旨の公告があつたときは、施行地区内の土地の所有者、その土地について借地権を有する者(その者がさらに借地権を設定しているときは、その借地権の設定を受けた者)又は権原に

よりその土地に建築物を所有する者は、その公告があつた日から起算して三十日以内に、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、その者が施行者から払渡しを受けることとなる当該土地、借地権又は建築物の対償に代えて、施設建築物の一部(施設建築物の共用部分の共有持分を含む。)及び施設建築敷地の共有持分(以下「建築施設の部分」と総称する。)の譲受けを希望する旨の申出(以下「譲受け希望の申出」という。)をすることができる。

2 前項の建築物について借家権を有する者(その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者。以下同じ)は、同項の期間内に、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、施設建築物の一部の貸借りを希望する旨の申出(以下「貸借り希望の申出」という。)をすることができる。

3 施行者は、譲受け希望の申出をした者の建築物について借家権を有する者から貸借り希望の申出があつたときは、遅滞なく、その旨を譲受け希望の申出をした者に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、施行地区を変更して従前の施行地区外の土地を新たに施行地区に編入した場合に

おいて、事業計画を変更し、又はその変更の認可を受けた旨の公告があつたときに準用する。この場合において、第一項中「施行地区」とあるのは、「施行地区に編入された土地の区域」と読み替へるものとする。

(管理処分計画の決定及び認可)
第二十二條 施行者は、前條の規定による手続に必要な期間の經過後、遅滞なく、施行地区（施行地区が工区に分かれていたときは、施行地区又は工区）ごとに建築施設の管理処分計画（以下「管理処分計画」という。）を定めなければならない。この場合において、建設大臣以外の施行者は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 施行者は、管理処分計画を定めるには、審査委員の過半数の同意を得なければならない。
3 第一項後段及び前項の規定は、管理処分計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。

(管理処分計画の内容)
第二十三條 管理処分計画には、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 配置設計

二 譲受け希望の申出をした者で建築施設の部分を譲り受けることができるものの氏名又は名称及び住所
三 前号に掲げる者の土地、借地権又は建築物並びにその者がその対償に代えて譲り受ける建築施設の部分の明細及びその価額の概算額
四 賃借り希望の申出をした者で建築建築物の一部を賃借りすることができるものの氏名又は名称及び住所
五 前号に掲げる者が賃借りする施設建築物の一部
六 第三号の建築施設の部分及び前号の施設建築物の一部の引渡しの期間
七 建築施設のうち第三号の建築施設の部分及び施行者が賃貸しする第五号の施設建築物の一部以外の部分の明細及び管理処分の方法
八 施行者が施設建築物の一部を賃貸しする場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家賃の概要
九 その他建設省令で定める事項

(管理処分計画の基準)
第二十四條 管理処分計画は、災害を防止し、衛生を向上し、その他居住条件を改善するとともに、建築施設の合理的利用を図るよう定めなければならない。

第二十五條 管理処分計画においては、譲受け希望の申出をした者に対しては建築施設の部分を譲り渡すように定め、賃借り希望の申出をした者のうち、建築施設の部分を譲り受ける者の所有する建築物について借家権を有する者に対してはその所有者が譲り受ける施設建築物の一部を、その他の者に対しては譲り受け希望の申出をした者に譲り渡さない施設建築物の一部を賃借りすることができるように定めなければならない。

2 譲受け希望の申出をした者が譲り受ける建築施設の部分及び賃借り希望の申出をした者が賃借りする施設建築物の一部は、それらの者が権利を有する施行地区内の土地又は建築物の位置、地積又は床面積、環境及び利用状況とそれらの者が譲り受け、又は賃借りする施設建築物の一部の位置、床面積及び環境とを総合的に勘案して、それらの者の相互間に不均衡が生じないように定めなければならない。

3 管理処分計画を前條の基準に適合させるため特別な必要がある場合においては、前項の規定によれば床面積が過小となる施設建築物の一部の床面積を増して適正なものとすることができる。この場合においては、必要な限度において、前項の規定によれば床面積が大部分ある施設建築物の一部の床面積を減することができる。

4 前項の過小な床面積の基準は、政令で定める基準に従い、施行者が審査委員の過半数の同意を得て定める。
5 前項の規定により定められた床面積の基準に照らし床面積が著しく小である施設建築物の一部を譲り受け、又は賃借りすることとなる者に対しては、第一項の規定にかかわらず、建築施設の部分を譲り渡さず、又は施設建築物の一部を賃借りすることができることとすることができる。

第二十六條 譲受け希望の申出をした者に譲り渡す施設建築物の共用部分の共有持分の割合は、政令で定めるところにより、その者に譲り渡す施設建築物の一部の位置及び床面積を勘案して定めなければならない。

第二十七條 譲受け希望の申出をした者に譲り渡す建築施設の部分の価額の概算額及び施行者が施設建築物の一部を賃貸しする場合における標準家賃の概算額は、政令で定めるところにより、建築施設整備事業及び建築敷地の取得に關する事業に要する費用並びに近傍類の土地又は建築物の価額を基準として定めなければならない。

第二十八條 建築施設のうち譲受け希望の申出をした者に譲り渡し、又は賃借り希望の申出をした者に賃貸ししない部分は、原則として、公募により譲り渡し、又は賃貸しすることとしなければならない。

(管理処分計画の縦覧等)
第二十九條 施行者は、管理処分計画を定めようとするときは、これを二週間譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間をそれらの者に通知しなければならない。

2 譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者は、縦覧期間内に、管理処分計画について施行者に意見書を提出することができる。

3 施行者は、前項の意見書の提出があつた場合においては、これを審査委員の審査に付し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは管理処分計画に必要な修正を加え、その意見書に係る意見を採択すべきでないと思

るときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた者は、その通知を受けた日から一週間以内に、譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出を撤回することができ

5 施行者が管理処分計画に必要な修正を加えたときは、その修正部分についてさらに第一項からこの項までに規定する手続を行なうべきものとする。ただし、その修正が政令で定める軽微なものである場合においては、その修正部分に係る者にその内容を通知することをもつて足りる。

6 前五項の規定は、管理処分計画を変更する場合（政令で定める軽微な変更をする場合を除く。）に準用する。この場合において、第一項及び第二項中「譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者」とあるのは、「変更部分に係る譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者」と読み替へるものとする。

第三十条 施行者は、管理処分計画を定め、若しくは変更したとき（政令で定める軽微な変更をしたときを除く。）又は管理処分計画若しくはその変更の認可を受けたときは、遅滞なく、建設省令で定め

る事項を、公告するとともに、譲受け希望の申出をした者及び賃借り希望の申出をした者に通知しなければならない。

第三節 建築施設の部分による対償の給付

第三十一条 管理処分計画において建築施設の部分を譲り受ける者として定められた者（以下「建築施設の部分の譲受け予定者」という。）の土地、借地権又は建築物が施行者との契約に基づき、又は取用により、施行者に取得され、又は消滅する場合においては、その取得又は消滅につき施行者が払い渡すべき対償（その対償の額が当該建築施設の部分の価額をこえるときは、その対償のうち当該価額に相当する部分）に代えて、この法律で定めるところにより当該建築施設の部分が給付されるものとする。

2 土地取用法第百条の規定は、前項に規定する対償（その対償の額が管理処分計画において定められた当該建築施設の部分の価額の概算額をこえるときは、その対償のうち当該概算額に相当する部分）に関して適用しない。

3 第一項の土地、借地権又は建築物が施行者との契約に基づき施行

者に取得されたときは、これらの土地、借地権又は建築物の上の先取特権、質権又は抵当権は、消滅する。

(物上代位)

第三十二条 前条第一項の土地、借地権又は建築物が先取特権、質権又は抵当権の目的である場合においては、その先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利及び次条、第三十八条、第四十一条第二項又は第四十七条第二項の規定による供託金に対して、その権利を行なうことができる。

2 一の建築施設の部分が二以上の土地、借地権又は建築物の対償に代えて給付される場合においては、各土地、借地権又は建築物の上の先取特権、質権又は抵当権を有する者が前項の規定に基づき優先弁済を受けることができる範囲は、当該建築施設の部分の給付を受ける権利の代償のうち、これを当該各土地、借地権又は建築物の対償の額に充てて配分した額を限度とする。

第三十三条 第三十一条第一項の土地、借地権又は建築物が先取特

権、質権又は抵当権の目的である場合において、同項の対償の額が管理処分計画において定められた建築施設の部分の価額の概算額（前条第二項に規定する場合においては、同項の例により配分した額）をこえるときは、施行者は、その差額に相当する金額を払渡しに代えて供託しなければならない。

(土地等の取得又は消滅の制限)

第三十四条 譲受け希望の申出をした者の土地、借地権又は建築物は、管理処分計画の公告（第二十条第四項において準用する同条第一項の規定により譲受け希望の申出をした者にあつては、当該施行地区の変更に伴う管理処分計画の変更の公告。以下次条において同じ。）の日前及びその日から起算して二週間以内においては、その者と施行者との契約に基づき、又は取用により、施行者が取得し、又は消滅させることはできない。

第三十五条 建築施設の部分の譲受け希望の申出の撤回

は、同条第四項又は第五項の規定により譲受け希望の申出を撤回することができる期間（第二十一条第四項において準用する同条第一項の規定により譲受け希望の申出をした者にあつては、当該施行地区の変更に伴う管理処分計画の変更に関する第二十九条第六項において準用する同条第一項、第四項又は第五項の規定によるこれらの期間）の末日以後管理処分計画の公告の日の前日までの間に、譲渡若しくは消滅に関する施行者との契約が成立し、又は取用による損失の補償の裁決を受けたものは、管理処分計画において譲り受けることと定められた建築施設の部分の価額がその土地、借地権又は建築物の対償の額をこえる場合に限り、管理処分計画の公告の日から起算して二週間以内に、その譲受け希望の申出を撤回することができる。

2 建築施設の部分の譲受け予定者で、その土地、借地権又は建築物に限り、管理処分計画の公告の日以後に、譲渡若しくは消滅に関する施行者との契約が成立し、又は取用による損失の補償の裁決を受けたものは、管理処分計画において譲り受けることと定められた建築施設の部分の価額の概算額がその土地、借地権又は建築物の対償

の額をこえる場合に限り、その契約が成立し、又は裁決を受けた日からその譲渡若しくは消滅の日又は取用の時期までの間に、その譲受け希望の申出を撤回することができる。

(管理処分計画の変更に伴う対償の払渡し)

第三十六条 建築施設の部分の譲受け予定者が第二十九条第六項において準用する同条第四項の規定により譲受け希望の申出を撤回したときは、施行者は、その者の土地、借地権又は建築物の対償のうち払渡しをしていない部分の金額を払い渡さなければならない。

2 建築施設の部分の価額の概算額を減ずる管理処分計画の変更をした場合において、建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物の対償のうち払渡しをしていない部分の金額が変更後の概算額をこえるときは、施行者は、その差額に相当する金額を払い渡さなければならない。

(利息相当額の払渡し)

第三十七条 施行者は、建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物の対償のうち払渡しをしていない部分の金額については、政令で定めるところにより、政令で定める利率により算出した

利息に相当する金額を払い渡さなければならない。

(管理処分計画の変更に伴う対償の払渡し及び利息相当額の払渡しに代えての供託)

第三十八条 前二条の土地、借地権又は建築物が、施行者との契約に基づき、又は取用により、施行者に取得され、又は消滅する時に、先取特権、質権又は抵当権の目的となつていた場合においては、施行者は、前二条の規定により払い渡すべき金額(第三十六条第二項の場合において、第三十二条第二項に規定する場合に該当するときは、同項の例により配分した金額)を払渡しに代えて供託しなければならない。

(建築施設の部分の給付を受ける権利の譲渡等の対抗要件)

第三十九条 第三十一条第一項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利の譲渡又はその権利を目的とする質権の設定は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七条の規定に従い、建設省令で定めるところにより、施行者に通知しなければ、施行者その他の第三者に対抗することができない。

第四節 建築施設に關する権利關係の確定等

(工事の完了の公告等)

第四十条 施行者は、建築施設整備事業に關する工事が完了したとき

は、遅滞なく、その旨を、公告するとともに、建築施設の部分の譲受け予定者及び管理処分計画において施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者に通知しなければならない。

(建築施設の部分の取得等)

第四十一条 前条の公告の日の翌日において、建築施設の部分の譲受け予定者は、管理処分計画において定められた建築施設の部分を取得し、管理処分計画において施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者は、その施設建築物の一部について賃借権を取得する。

2 建築施設の部分の譲受け予定者の土地、借地権又は建築物が、施行者との契約に基づき、又は取用により、施行者に取得され、又は消滅する時に、先取特権、質権又は抵当権の目的となつていた場合において、前条の公告の日までに、その者とその先取特権、質権又は抵当権(これらの権利を目的とする権利を含む)を有していた者との間に、当該建築施設の部分の譲受け予定者の建築施設の部分の給付を受ける権利に対する第三十二条第一項の規定による権利の消滅に關する合意が成立したときは、当該建築施設の部分の譲受け予定者は、その譲受け希望

の申出を撤回したものとみなし、施行者は、その者の土地、借地権又は建築物の対償のうち払渡しをしていない部分の金額を払渡しに代えて供託しなければならない。

3 前項に規定する合意が成立したときは、当事者は、前条の公告の日の翌日から起算して一週間を経過する日までに、建設省令で定めるところにより、その旨を施行者に届け出なければならない。

4 前項の期日までに同項の届出がないときは、第二項に規定する合意が成立しなかつたものとみなす。

5 第一項の賃借権は、次条第二項の質権又は抵当権に対抗することができない。

(登記の嘱託)

第四十二条 施行者は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により建築施設の部分を取得した者のために、遅滞なく、所有権の取得の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 前条第二項に規定する合意が、同条第一項の規定により取得される建築施設の部分に質権又は抵当権を設定すべきことを条件として成立した場合においては、施行者は、政令で定めるところにより、質権者又は抵当権者のために、質

権又は抵当権の設定の登記を登記所に嘱託しなければならない。

(借家条件の協議)

第四十三条 建築施設の部分の譲受け予定者と管理処分計画においてその者から施設建築物の一部を賃借りすることができる者として定められた者は、家賃その他の借家条件について協議しなければならない。

(借家条件の裁定)

第四十四条 第四十条の公告の日までに前条の規定による協議が成立しない場合においては、施行者(施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ)は、当事者の一方又は双方の申立てにより、審査委員の過半数の同意を得て、次の各号に掲げる事項について裁定することができる。

一 賃借りの目的

二 家賃の額、支払期日及び支払方法

三 敷金又は借家権の設定の対価を支払うべき場合にあつては、その額

2 施行者は、前項の規定による裁定をする場合においては、賃借りの目的については賃借り部分の構造及び賃借り人の職業を、家賃の額については賃貸し人の受けるべき適正な利潤を、その他の事項に

ついではその地方における一般の慣行を考慮して定めなければならない。

3 第一項の規定による裁定に関し必要な手続に関する事項は、政令で定める。

(裁定の効果)

第四十五条 前条第一項の規定による裁定があつたときは、裁定の定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(建築施設の部分の価額等の確定)

第四十六条 施行者は、建築施設整備事業に関する工事が完了したときは、すみやかに、建築施設整備事業及び建築敷地の取得に関する事業に要した費用の額を確定するとともに、政令で定めるところにより、その確定した額及び近傍類似の土地又は建築物の価額を基準として、建築施設の部分の譲受け予定者が取得した建築施設の部分の価額及び貸借り希望の申出をした者が施行者から貸借りした施設建築物の一部の家賃の額を確定しなければならない。

(清算)

第四十七条 前条の規定により確定した建築施設の部分の価額と当該建築施設の部分を第四十一条第一項の規定により取得した者の土地、借地権又は建築物の対償のうち払渡しをしていない部分の金額

とに差額がある場合においては、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。

2 前項の土地、借地権又は建築物が、施行者との契約に基づき、又は取用により、施行者に取得され、又は消滅する時において、先取特権、質権又は抵当権の目的となつていた場合においては、施行者は、同項の規定により交付すべき清算金(第三十二条第二項に規定する場合においては、同項の例により配分した金額)を払渡しに代えて供託しなければならない。

3 第一項の規定により徴収すべき清算金は、政令で定めるところにより、利子を附して分割して徴収することができる。

4 施行者は、第一項の規定により徴収すべき清算金(前項の規定により利子を附した場合においては、その利子を含む。以下同じ)を滞納する者があるときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促することができる。

5 前項の規定による督促をするときは、施行者は、政令で定めるところにより、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。

6 第四項の規定による督促を受けた者がその督促状において指定した期限までにその納付すべき清算金を納付しないときは、施行者は、国税滞納処分例により当該清算金及び前項に規定する延滞金を徴収することができる。この場合における清算金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(消滅時効)

第四十八条 前条第一項の清算金及び同条第五項の延滞金を徴収する権利は、五年間これを行なわなかつたときは、時効によつて消滅する。

2 前条第四項の規定による督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(先取特権)

第四十九条 第四十七条第一項の清算金を徴収する権利を有する施行者は、同項の建築施設の部分の上先に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、第四十二条第一項の規定による登記の際に清算金の予算額を登記することによつてその効力を保存する。ただし、清算金の額がその予算額を超過するときは、その超過額については存在しない。

3 第一項の先取特権は、不動産工事の先取特権とみなし、前項本文の規定に従つてした登記は、民法第三百三十八条第一項本文の規定に従つてした登記とみなす。

(第二十三条第七号に規定する部分の管理処分)

第五十条 施行者は、建築施設のうち第二十三条第七号に規定する部分については、管理処分計画で定めるところにより、管理し、又は処分しなければならない。

第五節 費用の負担等

(費用の負担等)

第五十一条 都市計画法第六条から第七条まで及び第九条の規定は、市街地改造事業には適用しない。

第五十二条 市街地改造事業によつて整備される公共施設、建築物その他の施設の整備に要する費用に關し他の法令(都市計画法及びこれに基づく命令を除く)に施行者以外の者の費用の負担又は補助に關する特別の規定がある場合においては、それらの規定の適用があるものとする。この場合においては、その適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 雜則

(審査委員)

第五十三条 施行者(施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長。以下次項において同じ)は、その施行する市街地改造事業ごとに、この法律又はこの法律に基づく命令で定める権限を行なわせるため、審査委員三名以上を選任しなければならない。

2 施行者は、審査委員を選任しよるとするときは、あらかじめ、譲受け希望の申出をした者及び貸借り希望の申出をした者の賛否を求め、その二分の一をこえる者の反対があつた者は審査委員に選任することができない。

3 前二項に規定するもののほか、審査委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(処分、手続等の効力の承継)

第五十四条 施行者、施行地区内の建築物若しくは土地について権利を有する者又は第三十一条第一項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利を有する者の変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令により従前のこれらの者がした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(不動産登記法の特例)

第五十五条 施行地区内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

(財産の管理処分に関する法令の規定の適用の特例)

第五十六条 施行者がこの法律の規定により建築施設を管理し、又は処分する場合には、施行者が、都道府県知事又は都道府県であるときは都道府県、市町村長又は市町村であるときは市町村の、それぞれの財産の管理処分に関する法令の規定は、適用しない。

(関係簿書の備付け)

第五十七条 施行者は、建設省令で定めるところにより、市街地改造事業に關する簿書をその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係人から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。(書類の送付に代わる公告)

第五十八条 施行者は、市街地改造事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住所、居所その他書類を送付すべ

き場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告があつた日から起算して十日を経過した日に、当該書類を送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(意見書等の提出の期間の計算等)

第五十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により一定の期間内に施行者に差し出すべき意見書その他の文書が郵便で差し出された場合においては、郵送に要した日数は、期間に算入しない。

2 前項の文書は、その提出期限が経過した後においても、容認すべき理由がある場合においては、受理することができる。

(技術的援助の請求)

第六十条 都道府県知事又は都道府県は建設大臣に対して、市町村長又は市町村は建設大臣及び都道府県知事に対して、市街地改造事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ市街地改造事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(監督)

第六十一条 建設大臣は、施行者の行なり処分又は工事が、この法律、この法律に基づく命令又はこ

れらに基づく建設大臣若しくは都道府県知事の処分違反していることを認めるときは、その施行者に対し、市街地改造事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。

(報告、勧告等)

第六十二条 建設大臣は都道府県知事、都道府県、市町村長又は市町村に対して、都道府県知事は市町村長又は市町村に対して、市街地改造事業の施行に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は市街地改造事業の施行の促進を図り、若しくは建築施設の管理処分を適正に行なわせるため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(異議の申立て、訴願及び訴訟)

第六十三条 第十三条第四項若しくは第十五条の規定による命令又は第四十四条第一項の規定による裁定について不服のある者は、その命令又は裁定があつた日から三十日以内にその命令又は裁定をした都道府県知事又は施行者(施行者が都道府県又は市町村であるときは、都道府県知事又は市町村長、

以下次項において同じ。)に異議の申立てをすることができる。

2 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、都道府県知事又は施行者は、申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならぬ。

3 前項の規定による決定に不服のある者は、決定の通知を受けた日から二十日以内に建設大臣に訴願することができる。

4 第四十四条第一項の規定による裁定を受けた者は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある場合においては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第五十一条の規定にかかわらず、その裁決があつた日から三月以内に限り、訴を提起することができる。

5 訴願法(明治二十三年法律第百五号)第十二条の規定は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

(建築施設整備事業の施行者があつた場合の統替)

第六十四条 第六条第三項の規定による施行者(以下この条において「建築施設整備事業の施行者」という。)がある場合においては、第二十一条第一項及び第四項中「事業計画」とあるのは「建築施設整備事

業に關する事業計画」とし、同条第一項から第三項まで、第二十二

条第一項及び第二項、第二十三条第七号及び第八号、第二十五条第四項、第二十七条、第二十九条第一項から第三項まで及び第五項、第三十条、第三十六条から第四十

条まで、第四十一条第二項及び第三項、第四十二条、第四十四条第一項及び第二項、第四十六條、第四十七條第一項、第二項及び第四

項から第六項まで、第五十条、第五十三条第一項及び第二項並びに第五十六条中「施行者」とあるのは「建築施設整備事業の施行者」と

し、第三十一条第一項及び第三項並びに第三十三条から第三十五条まで中「施行者」とあるのは「市街地改造事業のうち建築施設整備事業以外の部分の施行者」とする。

ただし、第二十一条第一項中「施行者から」とあるのは「市街地改造事業のうち建築施設整備事業以外の部分の施行者から」とし、第三十八條、第四十一条第二項及び第四十七條第二項中「施行者」との契約に基づき、又は取用により、施行者に」とあるのは「市街地改造事業のうち建築施設整備事業以外の部分の施行者との契約に基づき、又は取用により、その施行者に」とする。

(権限の委任)

第六十五条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により建設大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(大都市の特例)

第六十六条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県又は都道府県知事(以下この条において「都道府県等」という。)が処理し、又は管理し、及び執行することとされている市街地改造事業に関する事務(都道府県等が施行する市街地改造事業に係る事務を除く)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中、都道府県等に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(政令への委任)

第六十七条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の

実施のため必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

(罰則)

第六十八条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第八条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに、市街地改造事業の許可を受けた者又は都道府県知事の許可を受けた者

三 第十三条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

二 第十五条の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又は所有者に引き渡さなかつた者

第七十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(旧土地台帳法等の特例)

2 施行地区内の土地及び建物に関する法律(昭和三十五年法律第十四号)附則第三条第三号の規定により同法第二条の規定による廃止前の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)及び家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)の規定が適用される場合においては、第五十五条中「登記」とあるのは「登記及び登録」と、「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)」とあるのは「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)並びに不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四号)第二条の規定による廃止前の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)及び家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)」と読み替えるものとする。

3 登録税法(明治二十九年法律第一

二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条中第二十一号ノ三を第二十一号ノ四とし、第二十一号ノ二を第二十一号ノ三とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一ノ二 公共施設の整備に關連する市街地の改造に関する法律ニ依ル市街地改造事業ノ施行ノため必要ナル土地又ハ建物ニ關スル登記ニシテ施行者ノ囑託ニ係ルモノ

4 都市計画法の一部を次のように改正する。

第十一条ノ二中「第十二条ノ土地区画整理事業」の下に「若ハ第六十二条ノ一ノ建築敷地造成ニ關スル事業」を加える。

第十六条第二項中「政令」を「法律」に改める。

第二十一条中「及第十六条第二項ノ規定ニ依リ取用シタル土地」を削る。

5 建設省設置法の一部(改正) 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の七の次に次の一号を加える。

号)の施行に關する事務を管理すること。

(地方税法の一部改正) 第六項とし、第七項を第八項とし、第九項とし、第七十三条の十四中第八項を第九項とし、第七項を加える。

第六項の次に次の一項を加える。

7 公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第 号)第三十一条第一項の規定による建築施設の部分の給付を受ける権利を取得した者(譲渡に因り当該権利を取得した者を除く)が同法第四十一条第一項の規定により建築施設の部分を取得した場合においては、当該建築施設の部分の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前項の規定にかかわらず、その者が市街地改造事業を施行する土地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格(当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて決定した価

格)に相当する額を価格から控除するものとする。

7 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一号中「都市計画法(大正八年法律第三十六号)の下に、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第 号。以下次条及び第三十四条において「市街地改造法」といふ。)を加える。

第三十二条第一号中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 土地、土地の上に存する権利又は建築物が市街地改造法により買収され、又は取用された場合において、同法第三十一条第一項の規定によりその対償として同項に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利を取得するとき。

第三十二条に次の一項を加える。

4 第一項第三号の規定の適用を受けた場合において、同号の給付を受ける権利につき譲渡、遺贈(包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十

九条までにおいて同じ。)又は贈与(相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。)があつたときは、政令で定めるところにより、当該譲渡、遺贈又は贈与のあつた日において同号に規定する土地、土地の上に存する権利又は建築物の譲渡、遺贈又は贈与があつたものとみなして所得税法第九条第一項及び資産再評価法第八条第二項又は第九条の規定を適用し、市街地改造法第三十六条第一項若しくは第二項若しくは第四十一条第二項の規定に該当することとなつたとき、又は同法第四十七条第一項の規定により同項の差額に相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのなつた日において当該土地、土地の上に存する権利又は建築物(同法第三十六条第二項又は第四十七条第一項の規定に該当する場合)には、これらの資産のうちこれらの規定に規定する差額に相当する金額に対応するものとして政令で定める部分)につき取用等による譲渡があつたものとみなして前条の規定を適用する。

第三十四条第一項中「第三十二条の」を「第三十二条若しくは第二項の」に改め、「代替資産又は換地処分等」の下に「(市街地改造法第三十一条第一項の規定による給付を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「(包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。)」(「相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。)」及び「第三十二条第一項に規定する」を削る。

第六十五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 土地、土地の上に存する権利又は建築物が市街地改造法(第三十一条第一号に規定する市街地改造法をいふ。以下この条において同じ。)による市街地改造事業の施行により買収られ、又は取用された場合において、同法第三十一条第一項の規定によりその対償として同項に規定する建築施設の部分の給付を受ける権利を取得するとき。

第六十五条に次の一項を加える。

8 (首都高速道路公団法の一部改正) 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第三号中「新設又は改築」を「新設若しくは改築」に改め、「係るもの」の下に「又は公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第 号)に基づく市街

地改造事業でこれに關連するもの」を加える。

5 第一項第三号の規定の適用を受けた場合において、市街地改造法第三十六条第一項若しくは第二項若しくは第四十一条第二項の規定に該当することとなつたとき、又は同号の給付を受ける権利に基づき同号の建築施設の部分を取得したとき(当該建築施設の部分とともに同法第四十七条第一項に規定する差額に相当する金額の交付を受けるときを含む。)は、その該当し、又は取得した日において、当該権利(同法第三十六条第二項の規定に該当する場合)には、当該権利のうち同項に規定する差額に相当する金額に対応するものとして政令で定める部分)につき取用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は第一項から前項までの規定を適用する。

第二十九条第一項第三号中「新設又は改築」を「新設若しくは改築」に改め、「係るもの」の下に「又は公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第 号)に基づく市街

地改造事業でこれに關連するもの」を加える。

防災建築街区造成法案

昭和三十六年三月三日

内閣総理大臣 池田 勇人

防災建築街区造成法案

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 防災建築街区造成組合

第一節 通則(第四条―第八条)

第二節 事業(第九条)

第三節 組合員(第十条―第十三条)

第四節 設立(第十七条―第二十三条)

第五節 管理(第二十四条―第四十三条)

第六節 監督(第四十四条―第四十六条)

第七節 解散及び清算(第四十七条―第五十条)

第八節 補則(第五十一条―第五十三条)

第三章 地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業(第五十四条・第五十五条)

第四章 国及び地方公共団体の援助(第五十六条―第五十九条)

附則(第六十条―第六十二条)

第六節 監督(第四十四条―第四十六条)

第七節 解散及び清算(第四十七―第五十)

第八節 補則(第五十一―第五十三)

第三章 地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業(第五十四・第五十五)

第四章 国及び地方公共団体の援助(第五十六―第五十九)

第五章 雑則(第六十条・第六十一条)

第六十条 副則(第六十二条―第六十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、防災建築街区における防災建築物及びその敷地の整備について必要な事項を規定することにより、都市における災害の防止を図り、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 火災又は津波、高潮若しくは出水による災害をいう。

二 防災建築物 災害の防止上有効な性能を有する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)

第二条第九号の二に規定する耐火建築物(以下「耐火建築物」という。)及びその附帯施設で政令で定めるものをいう。

三 防災建築街区 次条第一項の規定により指定された街区をいう。

四 借地権 建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。

ただし、臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。

五 借家権 建物の賃借権をいう。ただし、一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。

(防災建築街区)

第三条 建設大臣は、関係市町村の申出に基づき、建築基準法第三十九條第一項の災害危険区域内で都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条に規定する都市計画区域内にある土地又は建築基準法第六十條第一項の防火地域内にある土地について、防災建築物及びその敷地を整備すべき街区を防災建築街区として指定することができる。この場合においては、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

2 防災建築街区は、都市の重要な地帯において、災害を効果的に防止することを考慮して、系統的に配置されるように、指定しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の規定により防災建築街区を指定したときは、遅滞なく、これを官報で告示しなければならない。

第二章 防災建築街区造成組合

第一節 通則

(目的)

第四条 防災建築街区造成組合(以下「組合」という。)は、防災建築街区において防災建築物を建築しようとする者の共同の利益となる事業を行なうことにより、防災建築街区における適正な防災建築物の建築を促進し、土地の合理的利用と環境の整備改善を図ることを目的とする。

(人格)

第五条 組合は、法人とする。

(名称)

第六条 組合は、その名称中に「防災建築街区造成組合」という文字を用いなければならない。

2 組合でない者は、防災建築街区造成組合という名称を用いてはならない。

(登記)

第七条 組合は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十條第一項及び

第五十條の規定は、組合について準用する。

第二節 事業

(事業の範囲)

第九条 組合は、第四条の目的を達成するため、次に掲げる事業の全部又は一部を行なうものとする。

一 防災建築物の敷地、位置、構造、形態、意匠又は建築設備(建築基準法第二条第三号に規定する建築設備をいう。)に関する基準を作成し、その他防災建築物の建築に関し組合員に対して助言し、又は指導すること。

二 組合員の委託を受けて、防災建築物の建築及びその敷地の整備に関し組合員が行なうべき事務を処理すること。

三 組合員のために、防災建築物の建築及びその敷地の整備に要する資金の借入れをあっせんし、又はその借入れについての保証をあっせんすること。

四 組合員の共同の利便に供する施設を建設すること。

五 前各号の事業に附帯する事業

2 組合は、前項に掲げる事業のほか、必要があるときは、防災建築物の敷地の取得及び整備、防災建築物の建築並びに防災建築物及びその敷地の組合員に対する譲渡その他組合の目的を達成するため必要な事業を行なうことができる。

第三節 組合員

(資格)

第十条 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において土地の所有権又は借地権を有する者及び定款で定めるその他の者とする。

(出資及び組合員の責任)

第十一条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資させることができる。

2 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

3 組合財産によつて組合の債務を完済することができないときは、組合に出資した各組合員は、その出資額に應ずる割合により、これを弁済する責に任ずる。この場合においては、民法第六百七十五條の規定を準用する。

(議決権及び選挙権)

第十二条 組合員は、定款に別段の定めがある場合を除き、各一個の議決権及び役員を選挙権を有する。

(経費)

第十三条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過怠金)

第十四条 組合は、定款で定めるところにより、出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員に対して、過怠金を課することができる。

(法定脱退)

第十五条 組合員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の会日の一週間前までに、その組合員に対してその旨を通知し、その者又は代理人が總會において弁明する機会を与えなければならない。

一 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

二 その他定款で定める理由に該当する組合員

3 除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(組合員の地位の承継)

第十六条 前条第一項第一号又は第二号の規定により組合員が脱退したときは、当該組合員の第十条に

規定する権利を承継した者は、定款で定めるところにより、当該組合員の地位を承継することができる。

第四節 設立

(発起人)

第十七条 組合を設立するには、その組合員にならうとする五人以上の者が発起人とならなければならない。

(創立総会)

第十八条 発起人は、定款、事業計画及び収支予算を作成し、定款並びに事業計画及び収支予算の概要を会議の日時、場所及び議題とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の公告は、会日の少なくとも二週間前までに、組合員たる資格を有する者のすべての者に対して周知させることができるように行なわなければならない。

3 発起人が作成した定款、事業計画及び収支予算の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項の定款、事業計画又は収支予算を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に關する定款の規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その出席者の三分の二以上で決する。

6 第十二条、第四十一条第三項及び第四項並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百三十九条第三項及び第五項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条、第二百四十四条、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条並びに第二百五十三條の規定は、創立総会について準用する。

この場合において、同法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは、「防犯建築街区造成法第十八条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第二百四十四条第二項中「取締役」とあるのは「発起人」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「防犯建築街区造成法第十八条第五項」と読み替へるものとする。

第十九条 発起人は、創立総会の終了後、遅滞なく、申請書に定款、事業計画及び収支予算並びに建設省令で定める事項を記載した書面を添附し、市町村長を経由して、

建設大臣に設立の認可を申請しなければならない。

2 市町村長は、前項の書類の提出があつたときは、すみやかに、その意見をつけて、これを建設大臣に送付しなければならない。

3 建設大臣は、第一項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする組合が次の各号に適合していないと認めるときは、同項の認可をしてはならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

二 組合又は組合員が建築しようとする建築物及びその敷地が、当該防犯建築街区において災害を効果的に防止するものであり、かつ、土地の合理的利用及び環境の整備改善を図ることを考慮したものであること。

三 事業を行なうため必要な経済的基礎その他その目的を達成するため必要な能力が充分であること。

(認可又は不認可の通知)

第二十条 建設大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、認可又は不認可の処分をし、その旨を当該発起人に通知しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により不認可の通知をするときは、その

理由をあわせて通知しなければならない。

(事務の引渡し)
第二十一条 発起人は、設立の認可があつたときは、遅滞なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

(成立の時期)

第二十二条 組合は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(商法の準用)

第二十三条 商法第四百二十八条の規定は、組合の設立について準用する。この場合において、同条第一項中「二年」とあるのは、「六月」と読み替へるものとする。

第五節 管理

(定款)
第二十四条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事業
- 四 地区
- 五 事務所所在地
- 六 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に關する事項
- 七 経費の分担に關する事項
- 八 役員に關する事項
- 九 總會に關する事項
- 十 經理に關する事項

十一 事業年度
十二 公告の方法

2 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、組合の存立時期又は解散の原因となる事実を定めたとときは、その時期又は原因となる事実を記載しなければならない。
(規約)

第二十五条 組合の業務の執行について必要な事項は、定款で定めなければならないものを除き、規約で定めることができる。

(役員)
第二十六条 組合に、役員として理事三人以上及び監事一人以上を置く。

2 役員は、組合員又は組合員である法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の役員は、組合員とならうとする者又は組合員とならうとする法人の役員でなければならない。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。
(役員の変更の届出)

第二十七条 組合は、役員に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

(役員任期)

第二十八条 役員任期は、二年以内において、定款で定める期間とする。

2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は一年をこえてはならない。

3 役員は、再任されることができ
(役員責任)

第二十九条 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。
(役員兼職禁止)

第三十条 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。
(代表権の制限)

第三十一条 組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合には、監事が組合を代表する。
(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第三十二条 理事は、定款、規約、総会の議事録及び建設省令で定める事項を記載した組合員名簿を主

たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員又は組合の債権者は、いつでも前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第三十三条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。
(会計帳簿等の閲覧)

第三十四条 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
(民法及び商法の準用)

第三十五条 民法第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定は理事について、同法第

五十九条の規定は監事について、商法第二百五十四条第三項、第二百五十四条ノ二及び第二百五十八条第一項の規定は役員について準用する。
(総会の招集)

第三十六条 理事は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
第三十七条 理事は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から三週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
第三十八条 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。
(総会招集の手続)

第三十九条 総会招集の通知は、少なくとも会日の一週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を示し、定款で定める方法に従つてしなければならない。

(総会の議決事項等)
第四十条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 規約の設定、変更又は廃止
三 毎事業年度の事業計画及び収支算の決定又は変更
四 その他定款で定める事項

2 定款の変更は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
3 第十九条第三項及び第二十条の規定は、前項の認可について準用する。
(総会の議事等)

第四十一条 総会は、総組合員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
2 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
3 議長は、総会において選任する。
4 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
(特別の議決)

第四十二条 次の事項は、出席者の議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

昭和三十六年五月十一日 衆議院会議録第三十八号 公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案外一案

一 定款の変更

二 解散

三 組合員の除名

(民法及び商法の準用)

第四十三條 民法第六十四條並びに商法第二百三十九條第三項及び第二百五項、第二百四十條第二項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條並びに第二百五十三條の規定は、總會について準用する。この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあり、又は商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは、「防災建築街区造成法第三十九條」と、同法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは、「防災建築街区造成法第四十二條」と読み替へるものとする。

第六節 監督

(届出等)

第四十四條 組合は、設立の登記をしたときは、その日から二週間以内に、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。主たる事務所を移転したときも、同様とする。

2 組合は、毎事業年度、通常總會の終了の日から一月以内に、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び取支決算書を建設大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第四十五條 建設大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、組合の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(警告等)

第四十六條 建設大臣は、組合の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その組合に対して警告を発し、それによつてもなお改善されないと認めるときは、次の各号の一に掲げる処分をすることができる。

一 業務の一部の停止

二 設立の認可の取消し
建設大臣は、前項に規定する処分をする場合には、関係市町村長の意見をきかなければならない。

第七節 解散及び清算

(解散)

第四十七條 組合は、次の場合には、解散する。

一 總會において解散の決議をした場合

二 破産した場合

三 定款で定める存立時期が満了した場合

四 定款で定める解散の原因となる事実が発生した場合

五 設立の認可を取り消された場合

合

2 解散の決議は、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十條の規定は、前項の認可について準用する。

(清算事務)

第四十八條 清算人は、就職の後、遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第四十九條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十條 民法第七十三條から第七十八條まで及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三十五條ノ二、第五十二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條前段、第三百三十八條並びに第三百三十八條ノ三の規定は、組合の解散及び清算について準用する。

第八節 補則

(組合への加入の勧告等)

第五十一條 都道府県知事又は市町村長は、組合の申請があつた場合において、災害を効果的に防止し、かつ、土地の合理的利用を図るため必要があると認めるときは、組合員たる資格を有する者に対して組合への加入を勧告することができる。

2 都道府県知事、市町村長又は組合は、組合の地区内の土地又は建物について権利を有する者の間に紛争があるため組合に加入することができない者があるときは、当事者間の権利関係の調整について、あつせんを行ふことができる。

(建築協定のあつせん)
第五十二條 組合は、土地の所有者及び借地権者が建築基準法第六十

九條に規定する建築物に關する協定をすることをあつせんすることができる。

(不服の申立て等)

第五十三條 この章の規定による建設大臣の処分(第六十條の規定により建設大臣の権限の一部が都道府県知事に委任された場合には、当該都道府県知事の処分)に不服のある者は、その処分があつた日から三十日以内に建設大臣に対して不服の申立てをすることができる。

2 前項の規定による不服の申立てがあつたときは、建設大臣は、その不服の申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 訴訟法(明治二十三年法律第五号)第十二條の規定は、第一項の規定による不服の申立てについて準用する。

第三章 地方公共団体が施行する防災建築街区造成事業

第五十四條 都道府県又は市町村は、みずから必要な権利を取得し、又は関係権利者の委託を受けて、防災建築街区造成事業(防災建築街区において行なう防災建築物及びその敷地の整備に關する事

業並びにこれに附帯する事業を行い、以下同じを施行することができ。

第五十五条 都道府県又は市町村

が、防災建築街区内の地上階数三以上の耐火建築物を建築する者が、耐火建築物がある部分で、防災建築街区における防災の効果を著しく害するおそれがないと認められた部分を除く。で次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域につき、当該区域内の土地の所有者、その土地について借地権を有する者(その者がさらに借地権を設定しているときは、その借地権の設定を受けた者)及びその土地にある建築物について借家権を有する者(その者がさらに借家権を設定しているときは、その借家権の設定を受けた者)の総数の三分の二以上の申出に基づいて施行する防災建築街区造成事業については、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律(昭和三十六年法律第二号。以下「市街地改造法」といふ。)第二章(第十七条第二項及び第五節を除く)、第三章(第六十四条から第六十七条までを除く)及び附則第二項の規定を準用する。この場合においては、同法第十三条第一項中「都市計画事業として決定された」とあるのは、

「事業計画の認可を受けた旨の公告があつた」と読み替えるほか、必要な技術的調整等は、政令で定める。

一 当該区域内に建築基準法第三十九条第二項の規定に基づく条例の規定又は同法第六十一条の規定に適合しない建築物が当該区域内にある建築物の合計戸数の四分の三以上あり、かつ、これらの建築物が密集しているため災害の発生のおそれがあること。

二 当該区域内にあるもつばら居住の用に供する建築物の建築面積が当該区域内にある建築物の建築面積の合計の四分の一以下であること。

三 当該区域内における防災建築街区造成事業の完成が、当該都市における災害の防止及び都市機能の向上に著しく貢献するものであること。

2 建設大臣は、前項の規定により準用する市街地改造法第十八条の規定により事業計画又はその変更について認可する場合においては、あらかじめ、都市計画審議会の意見をきかなければならない。

第四章 国及び地方公共団体の援助

(地方公共団体の補助)

第五十六条 都道府県又は市町村

は、防災建築街区において防災建築物の建築を行なう者に対して、これに要する経費の一部を補助することができる。

(国の補助)

第五十七条 国は、都道府県又は市町村が前条の規定により補助金を交付し、又はみずから防災建築街区において防災建築物を建築する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(技術的援助の請求)

第五十八条 防災建築街区において防災建築物を建築しようとする者又は組合は都道府県知事及び市町村長に対し、市町村は建設大臣及び都道府県知事に対し、都道府県は建設大臣に対し、防災建築物の建築又はその敷地の整備のため、それぞれ防災建築物の建築又はその敷地の整備に關し専門的知識を有する職員が技術的援助を求めることができ。

(固定資産税の軽減)

第五十九条 第五十六条の規定による補助に係る防災建築物に対して課する固定資産税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六十二条の規定の適用があるものとする。

第五章 雜則

(権限の委任)

第六十条 この法律(第五十五条第一項において準用する市街地改造法を含む。以下同じ)又はこの法律に基づく政令の規定により建設大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

(政令への委任)

第六十一条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第六十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第七条第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第八条第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けずに障害物を伐除した者又は都道府県知事の許可を受けずに土地に試掘等を行つた者

三 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十三条第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しなかつた者

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第一項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十一条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識を移転し、除却し、汚損し、又は損壊した者

三 第五十五条第一項において準用する市街地改造法第十五条の規定による命令に違反して、建築物、工作物その他の物件を移転せず、又は所有者に引き渡さなかつた者

第六十四条 第四十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした組合の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

二 第十八条第六項、第二十三条若しくは第四十三条において準用する商法の規定又は第五十条において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

三 第二十七条又は第四十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第三十二条、第三十三条又は第三十四条後段の規定に違反したとき。

五 第四十条第二項又は第四十七条第二項の規定による認可の申請の際提出すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 第四十四条第二項の規定による書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき。

七 定款、財産目録、貸借対照表、事業報告書、収支決算書又は議事録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第六十七条 第六条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(名称の使用制限に関する経過規定)

2 この法律の施行の際現に防災建築街区造成組合という名称を用いている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、第六条第二項の規定は適用しない。

(耐火建築促進法の廃止)

3 耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)は、廃止する。

4 旧耐火建築促進法(以下「旧法」という)第五条、第六条又は第十一条の規定によつてした補助及びその補助に係る耐火建築物に関しては、なお従前の例による。旧法第六条の規定による国の補助金で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項の規定により昭和三十六年度に繰り越された歳出予算の経費に係るもの及びその補助に係る耐火建築物についても、同様とする。

5 この法律の施行前一年以内に制定された旧法第七条第二項の政令により定められた区域内における耐火建築物の建築に関しては、この法律の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

(登録税法の一部改正)

6 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二十一号ノ二中「市街地改造事業」の下に「又ハ防災建築街区造成法第五十五条第一項ノ規定ニ依ル防災建築街区造成事業」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

7 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号の二中「耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)」を「防災建築街区造成法(昭和二十六法律第 号)」に改める。

8 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第八項を次のように改める。

8 公庫は、第一条第三項に掲げる目的を達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物を建設する者又は防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第 号)第二条第三号に規定する防災建築街区区内において相当の住宅部分を有する同条第二号に規定する防災建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けの業務を行なう。

第二十一条の三第三項第四号中「他人」の下に「防災建築街区造成法による防災建築街区造成組合が貸付けを受けた場合においては、当該組合の組合員を除く。」を加える。

9 住宅金融公庫は、昭和三十七年三月三十一日までは、前項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定の例により、この法律の施行の際現に指定されている防火建築帯の区域内において建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付けをすることが出来る。

10 附則第八項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七条第八項の規定(前項の規定によりその例による場合を含む。以下附則第十二項において同じ)により防火建築帯の区域内において建築物を建設するため必要な資金の貸付けを受けた者の当該貸付けに関しては、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

11 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十三条の六第二項中「又は耐火建築促進法(昭和二十七年法律第六十号)第十五条の規定によつて耐火建築物の一部の所有権をもつて損失を補償された場合」及び「又は当該耐火建築物の一部の取得」を削る。

第七十三条の十四中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第三十一条第一項」の下に「(防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第 号)第五十五条第一項において準用する場合を含む。)」を、「第四十一条第一項」の下に「(防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。)」を、「市街地改造事業」の下に「又は防災建築街区造成事業」を加え、同条中同項を第六項とし、第八項を第七項とし、同項の次に次の一項を加え、第九項を削る。

8 住宅金融公庫法第十七条第八項の規定により資金の貸付けを受けて防災建築街区造成法第三条の規定に基づき指定された防災建築街区の区域内に防災建築

物(同法第二条第二号に規定する防災建築物をいう。以下本条及び第七十三条の二十七の三において同じ。)である家屋を新築した場合における当該家屋の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、住宅金融公庫法第二十條第七項の規定により住宅金融公庫の定めるところによつて算出した防災建築物と木造の建築物との単位面積当りの標準建設費の差額に政令で定める率を乗じて得た額に当該家屋の床面積の合計を乗じた額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十七の二の次に次の一条を加える。
(防災建築街区造成組合の取得に對して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の三 道府県は、防災建築街区造成組合(以下本条において「組合」という。)が、防災建築街区造成法第九条第二項の規定に基づき防災建築物の敷地を取得し、又は防災建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から六月以内に当該組合の組合員に当該不動産を譲渡したときは、当該組合による当該不動産の取得に對する不動産取得税に係る地方

団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、組合が防災建築物に係る不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは、「当該組合」と読み替へるものとする。

12 旧法第五条又は第十一条の規定に基づく補助金の交付を受けて家屋を新築し、又は増築した場合及び附則第八項の規定による改正前の住宅金融公庫法第十七條第八項の規定により資金の貸付けを受けて防火建築帯の区域内に家屋を新築した場合における不動産取得税の課税標準の算定については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)
13 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六節 その他の特例(第四十一条の七)」を「第六節 その他の特例(第四十一条の七・第四十一条の八)」に改める。

第三十一条第一項第一号中「以下次条」を「防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第 号)第五

十五条第一項について準用する場合を含むものとし、以下次条」に改める。

第三十二条第一項第三号中「市街地改造事業」の下に「又は防災建築街区造成事業」を加える。
第二章第六節第四十一条の七の次に次の一条を加える。
(防災建築補助金の総収入金額不算入)

第四十一条の八 個人が、防災建築街区造成法第五十六条の規定により地方公共団体から同法第二条第二号に規定する防災建築物で当該個人の事業の用に供さないものの新築に要する費用に充てるため交付を受けた補助金を、当該補助金の交付の目的に従つて、当該建築物の新築の費用に充てた場合には、当該費用に充てた補助金の金額は、政令で定めるところにより、当該個人の当該補助金の交付を受けた年分の所得の計算上、所得税法第九条第一項に規定する総収入金額に算入しない。

2 前項の防災建築物の新築の費用に充てるため交付を受けた補助金につき同項の規定の適用を受けた場合には、当該防災建築物の取得価額については、同項の規定の適用を受けた補助金に相当する金額の取得価額がないものとみなす。

3 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定の適用を受けた補助金の金額、その建築の費用に充てた補助金の額、その取得した資産の取得価額及びその取得した資産に関する事項の記載がない場合には、適用しない。

第六十五条第一項第三号中「市街地改造事業」の下に「又は防災建築街区造成事業」を加える。

理由
耐火建築促進法施行後の状況にかんがみ、地方公共団体、防災建築街区造成組合等により防火地域内等の特定の街区における防災建築物の整備を促進し、もつて都市における災害の防止を図り、あわせて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員会理事瀬戸山三男君。
〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔瀬戸山三男君登壇〕

○瀬戸山三男君 ただいま議題となりました、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律案、及び、防災建築街区造成法案の両案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律案について申し上げます。

本法案の目的は、街路等の拡幅等の事業を実施するにあたり、その付近地並びにその上に密集する建築物もあわせ買収または収用し、街路等の整備と同時に建築物を取り払い、この清掃された土地に不燃高層建築物を建設して、用地の確保と宅地の高度利用をはからうとするもので、都市計画事業として施行しようとするものであります。

この市街地改造事業の施行者は建設大臣、都道府県知事、市町村長または地方公共団体で、事業実施の方法は、一定の条件を備えた地区について、施行者が所要の手續に従つて施行地区内の土地、建物を買収または収用して事業を実施するのであります。新たに整備された建築物は、地区内の土地、建物の所有者、借地権者に従前の土地、建物の補償金にかえて譲渡し、従前の借家人には、その希望により賃貸しすることとしております。また、従前の土地、建物等に担保権を有する者

昭和三十六年五月十一日 衆議院會議録第三十八号 公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律案外一案 下連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めめるの件

の権利の保護もはかつておるのであります。

本法案は、參議院先議のため、去る二月二十日本委員会に予備付託され、四月二十一日に本付託となつたものであります。その間、學識経験者の意見を聴取する等、慎重に審議を續けて参つたのであります。その詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて、五月十日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

なお、本法案には次の附帯決議が付けられました。

附帯決議

本法の施行に当り政府及び事業施行者は事業施行区域内の居住者の権利と福祉を損傷しないよう万全の措置を講ずると共に、特に左の点に留意し、所期の目的達成に遺憾なきを期すべきである。

- 1 本法の対象地区は概ね商業地域なる点にかんがみ、事業施行区域内で営業している者に対する権利の保護と営業の補償に万全を期し、地域の特殊性について充分の配慮をなし、特に狭小なる面積でもって営業している者に対する権利の救済に特段の措置を講ずること。
- 2 審査委員の選任にあたっては、施行者は、事業施行区域内

の關係権利者の意志を尊重し、公正を期すること。

3 将来積極的な財政措置を講じて、早急に市街地の再開発を行なうよう、最大の努力を払ふこと。

右決議する。
次に、防災建築街区造成法案について申し上げます。

昭和二十七年、耐火建築促進法制定以來、政府は、補助金を交付して、都市の枢要地帯において防火建築帯内の耐火建築の建設促進に努めてきました。が、防火建築帯は、その名の通り、帯状に指定されており、土地の利用上、また、環境の整備上、不十分な結果を招いておりましたので、これを街区の全部または一部につき団地状に拡大することとし、また、従来の個人補助方式を廢して共同建築化を促進するため組合を対象とすること、かつ、災害の範圍を、火災のみでなく、水害、高潮、津波等、広く災害の防止をはかるために、耐火建築促進法を廢止して、新たに本法案を提出したものであります。

この事業の施行主体は、その地区内において土地の所有権または借地権を有する者が組織する防災建築街区造成組合であります。都道府県知事または市町村長が行なう道も開かれていす。すなわち、都道府県または市町村がみずから権利を取得し、あるいは権利者の委託を受けて施行できることは

もちろんであります。特に公共性の強い場合は、一定の条件に基づいて、都道府県または市町村が、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律を準用して施行することができるとであります。

本案は、去る三月三日に付託され、委員会におきまして慎重に審査を進めて参つたのであります。その詳細は會議録に譲ることといたします。

かくて、五月十日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもつて可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

- 日程第五 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド 七五四

○議長(清瀬一郎君) 日程第五、日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めめるの件を議題といたします。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めめるの件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年四月二十一日
參議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬一郎君

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めめるの件

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとする。

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めめるの件(參議院送付)

友好的交流と協力により、自国において相手国の知的、芸術的及び科学的活動並びに歴史及び生活様式ができる限り十分理解されることを助長するため、文化協定を締結することを希望して、

このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。
日本国政府
外務大臣 小坂善太郎
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府
日本国駐在連合王国特命全権大使
サー オスカ・チャー
ルズ・モーランド

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条
締結国は、大学教職員、教員、学生、研究員、専門家並びに文化的及び科学的機關の構成員の兩國の領域間における交流を助長し、かつ、各締結国は、自国の領域内の大学その他の教育機關において、相手国の言語、文学、歴史、地理、芸術及び考古学並びに相手国に關するその他の問題についての教授その他の教員の職及び講義の創設及び拡充を奨励するものとする。

第二条

各締約国は、自国の領域内における他方の締約国の文化施設の設立及び発展のためできる限りの便宜を与えるものとする。ただし、このような施設の設立及び発展に関しては、その領域における法令の一般的要件に従うものとする。「文化施設」とは、講義、講演、演奏会、展覧会、図書館施設、音楽図書館、レコード図書館及びフィルム・ライブラリーの諸手段により、この協定の一般的目的の実施に専念する団体又は施設を含むものとする。

第三条

各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民が修学、技術的訓練又は研究を行なうことができるように、これらの者に奨学金を与えるための方法を研究するものとする。

第四条

両締約国は、この協定を実施するため、両国の文化的、科学的、教育的及び専門的団体の間における密接な協力を奨励するものとする。

第五条

両締約国は、一方の締約国の領域内において与えられる学位、資格証書その他の証明書が、修学上の目的及び適当な場合には職業上の目的のために、他方の締約国の領域内において与えられるこれに相当する学

位、資格証書その他の証明書と同等の価値を認められるための限度及び条件を研究するものとする。

第六条

(a) 両締約国は、次の諸手段により、相手国内において自国の文化が一層理解されるように、できる限りの便宜を相互に与えるものとする。

- (i) 書籍、定期刊行物、地図及び教材
- (ii) 講演及び演奏会
- (iii) 美術展覧会その他の展覧会
- (iv) 演劇
- (v) ラジオ、レコードその他の機械的複製手段
- (vi) 文化的、科学的又は教育的性質を有する映画

(b) 各締約国は、他方の締約国の国民又は団体により製作された文学的、芸術的又は科学的内容の著作物の翻訳又は複製を奨励するものとする。

(c) 各締約国は、自国の領域内において、他方の締約国の国民に対し、博物館、図書館その他資料編集施設の利用についてできる限りの便宜を与えるものとする。

第七条

(a) この協定を適用するため、二の混合委員会を一は東京に他はロンドンに設置するものとする。各混合委員会は、五人の委員、すなわち、東京においては委員長を含む三人の日本国の委員及び二人の連合王国の委員、ロンドンにおいては委員長を含む三人の連合王国の委員及び二人の日本国の委員で構成する。

(b) 日本国政府は、両混合委員会の日本国の委員を任命するものとし、連合王国外務省は、連合王国政府の権限のある各省の同意の下に、両混合委員会の連合王国の委員を任命するものとする。

(c) 各締約国は、両混合委員会の自国民を任命する条件を定めるものとし、かつ、委員代理を任命する権限を有するものとする。

第八条

各混合委員会は、この協定が効力を生ずる日から二年以内に会合し、その後は必要に応じて会合するものとする。ただし、少なくとも二年に一回は会合するものとする。

第九条

各混合委員会は、特別の問題に關し、議決権を有しない顧問として個人の出席を要請する権限を与えられるものとする。

第十条

各混合委員会は、それぞれの手続規則を採択するものとする。

第十一条

混合委員会の主たる任務は、両国間の文化関係の検討を行ない、かつ、この協定の適用に關し、両締約国の考慮を求めため勧告を行なうものとする。

第十二条

この協定において、
(i) 連合王国に關し、「領域」及び「国」とは、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国をいい、
(ii) 連合王国に關し、「国民」とは、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国に通常居住する連合王国及び植民地の市民をいう。

第十三条

この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国の領域において施行されている外国人の入国、居住及び出国に關する法令に従う個人の義務に影響を与えるものとみなされてはならない。

第十四条

この協定は、批准されなければならない。批准書の交換は、ロンドンで行なわれるものとする。この協定は、批准書交換の日の後十五日で効力を生ずる。

第十五条

この協定は、最小限五年間効力を有する。その後においても、いずれか一方の締約国がこの期間の満了の少

なくとも六箇月前にこの協定の廃棄を通告しないときは、この協定は、いずれか一方の締約国が他方の締約国に廃棄を通告した日から六箇月の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百六十年十二月三日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小坂善太郎

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

O・C・モerland

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員理事竹内俊吉君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔竹内俊吉君登壇〕

○竹内俊吉君 ただいま議題となりました、日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会にお

昭和三十六年五月十一日 衆議院會議録第三十八号

日本國とグレート・ブリテン及び北アイルランド連合王國との間の文化協定の締結について承認を求めるとの件 七五六

る審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

一昨年七月、岸前総理の英国訪問の際に、日英共同コミュニケをもつて話し合いの端緒を開きましたが、その後、双方から案文を提出いたしました。交渉を続けました結果、昨年十二月三日に、東京でこの協定の署名調印を了した次第であります。

この協定の内容は、わが國が戦後締結したフランス、イタリヤ等との協定に類似しており、兩國の相互理解を助長するため、文化交流を促進する措置、たとえば、教授、学生の交流、奨学金の支給、文化団体の協力、混合委員会の設置などを規定しております。

この協定の締結によりまして、兩國間の文化関係の一そのの緊密化に資するところ大であると期待されます。

本件は、二月十四日予備審査のため本委員会に付託され、四月二十一日、参議院において承認の上、本院に送付され、同日外務委員会に付託されました。委員会においては、會議を開き、本件につき政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないました。その詳細は會議録に譲ります。

かくて、本件は、五月十日、討論を省略し採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日程第六 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

正する法律案(参議院提出)

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第六とともに、参議院提出、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案を追加して両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

すなわち、日程第六、結核予防法の一部を改正する法律案、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

結核予防法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十六年二月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

結核予防法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

(結核登録票)

第二十四条 保健所長は、結核登録票を備え、これに、その管轄区域内に居住する結核患者及び省令で定める結核回復者に関する事項を記録しなければならない。

2 前項の記録は、第二十二条の規定による届出又は通報があつた者について行なうものとする。

3 結核登録票に記録すべき事項、その移管及び保存期間その他結核登録票に関し必要な事項は、省令で定める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(精密検査)

検査その他省令で定める方法による精密検査を行なうものとする。

第二十五条中「前条の規定により登録した結核患者」を「結核登録票に登録されている者」に、「患者」を「その者」に改める。

第二十八条第一項中「健康診断」の下に「又は精密検査」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により従業を禁止しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所に置かれた結核調査協議会の意見をきかなければならない。

第二十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、前項の命令をしようとする場合に準用する。

第三十五条を次のように改める。

(従業禁止、命令入所患者の医療)

第三十五条 都道府県は、都道府県知事が第二十八条の規定により従業を禁止し、又は第二十九条の規定により結核療養所に入所し若しくは入所させることを命じた場合において、当該患者又はその保護者から申請があつたときは、当該

患者が指定医療機関において受ける第一号から第四号までに掲げる医療に要する費用並びにその医療を受けるために必要な第五号及び第六号に掲げるものに要する費用を負担する。ただし、第五号及び第六号に掲げるものに要する費用については、都道府県知事が必要と認める場合に限る。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

2 都道府県は、前項に規定する患者が未帰還者留守家族等援護法の規定によつて医療を受けることができるるとき、又は当該患者若しくはその配偶者若しくは民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の一部若しくは一部を負担することができることを認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

3 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由し、都道府県知事に対してしなければならない。

第三十六條第五項中「若しくは第三項」を「又は第三項」に、「又は診療科名の変更等により」を「その他」に改める。

第三十七條の見出しを「他の法律による医療に関する給付との調整」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第三十五條第一項の規定により費用の負担を受ける患者が、社会保険各法の規定による被保険者等である場合においては、保険者等は、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、社会保険各法の規定による給付をなすことを要しない。

4 第三十五條第一項の規定により費用の負担を受ける患者が、児童福祉法の規定による療育の給付を受けることができる者であるときは、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、同法の規定による療育の給付は、行なわれない。

第三十八條の見出しを「診療報酬の請求、審査及び支払」に改め、同条第一項中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改め、同条第三項中「前項の支払」を「指定医療機関に対する診療報酬の支払」に改め、「又は省令で定める者」を削り、同項を同

条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が第一項の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

4 指定医療機関は、都道府県知事が行なう前項の決定に従わなければならない。

5 都道府県知事は、第三項の規定により診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会の意見をきかなければならない。

第三十九條第一項中「国民健康保険」を「健康保険」に改める。
第四十條中「第三十四條第一項」の下に「又は第三十五條第一項」を加え、「同条同項に規定する者」を「当該患者及びその保護者」に改める。
第四十一條の見出し中「急迫時」を「緊急時等」に改め、同条第一項を次のように改める。

都道府県は、その区域内に居住する結核患者又は都道府県知事が第二十八條の規定により従業を禁止し、若しくは第二十九條の規定により結核療養所に入所し若しくは入所させることを命じた患者が、緊急その他やむを得ない理由

により、指定医療機関以外の者から第三十四條第一項の規定に基づく省令で定める医療又は第三十五條第一項第一号から第四号までに掲げる医療を受けた場合においては、その医療に要した費用並びにその医療を受けるために必要であつた看護及び移送に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、第三十四條第一項又は第三十五條第一項の規定によつて負担する額により算定した額の療養費を支給することができる。これらの者が指定医療機関から第三十四條第一項の規定に基づく省令で定める医療又は第三十五條第一項第一号から第四号までに掲げる医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により第三十四條第一項又は第三十五條第一項の申請をしな

いで行なわれたものであるときは、同様とする。

第四十一條第二項中「第三項」の下に「又は第三十五條第三項」を加え、同条第三項中「医療費を、療養費」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第一項の療養費の支給を受ける者が、社会保険各法の規定による被保険者等である場合において、同項に規定する医療並びに看護及び移送が社会保険各法の規定によ

る療養の現物給付として行なわれ又は療養費の支給の対象となつたものであるときは、同項に規定する療養費は、同項の規定にかかわらず、保険者等に支払うものとする。ただし、当該患者が、当該医療並びに看護及び移送に要する費用につき負担し又は負担することとなつた額がある場合において、その額が、当該医療並びに看護及び移送につき第三十四條第一項又は第三十五條第一項の規定による都道府県の負担が行なわれるものとした場合における当該患者の負担すべき額をこえるときは、そのこえる額に相当する部分については、この限りでない。

第四十一條に次の一項を加える。
4 前条の規定は、第一項の申請について準用する。
第四十二條第一項中「都道府県知事」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改め、同条第二項中「都道府県」を「厚生大臣又は都道府県知事」に、「差し止める」を「差し止めさせ、又は差し止める」に改める。
第四十三條中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改める。
第四十五條第六項に次のただし書を加える。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四十八條第一項中「第三十四條第一項の申請」を「第二十八條及び第二十九條の命令並びに第三十四條第一項の申請」に改める。

第五十一條第九号中「医療費の支給」を「療養費の支給又は支払」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第三十五條」を「第三十五條第一項」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 第二十四條の二の規定により、保健所長が行なう精密検査に要する費用

第五十六條の次に次の一条を加える。
(国庫の負担)
第五十六條の二 国庫は、次に掲げる費用に対して、政令で定めるところにより、その十分の八を負担する。

一 第五十一條第九号の費用
二 第五十一條第十号の費用のうち、その額が第三十五條第一項の規定によつて負担する額の例によつて算定された療養費に係るもの

第五十七條第二号中「第五十一條各号」を「第五十一條第一号から第八号まで及び第十号」に、「費用を除く」を「費用及び前条第二号の費用を除く」に改め、同条第三号中「前条」を「第五十六條」に改める。

昭和三十六年五月十一日 衆議院会議録第三十八号 結核予防法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十六年五月十一日 衆議院會議録第三十八号 結核予防法の一部を改正する法律案外一案

第六十二条中「若しくは予防接種」を「予防接種若しくは精密検査」に改める。

第六十八条中「第十四条」の下に「第二十八条(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項及び第三項」を、「第三十四条第二項及び第三項」の下に、「第三十五条第一項及び第三項、第四十一条第一項」を加え、「第四十二条第一項」を削り、「第五十一条第二号、第四号及び第五号」を「第五十一条第二号、第四号及び第六号」に、「第三十一条第二項」を「第二十八条第三項、第三十一条第二項」に改め、「第三十四条第一項」の下に、「第三十五条第一項及び第二項」を加え、「第三十七条第二項、第三十八条、第四十一条第一項、第四十二条第二項」を「第三十七条第二項から第四項まで、第三十八条第一項、第二項及び第六項、第四十一条第一項及び第四項」に、「第四号から第七号まで及び第九号」を「及び第四号から第十号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。
(経過規定)
2 保健所を設置する市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。)の区域内に居住する者に対してこの法律の施行前に都道府県知事が改正前の第二十八条又は第二十九条の規定によつて行なつた処分は、当該保健所を設

置する市の長が行なつたものとみなす。

3 この法律の施行前に行なわれた改正前の第三十五条の規定による申請及び同条の費用を負担する旨の決定は、改正後の第三十五条第一項の規定による申請及び同項の費用を負担する旨の決定とみなす。この場合において、前項の者については、当該申請は、当該保健所を設置する市に対して行なわれたものとみなし、当該決定は、当該保健所を設置する市が行なつたものとみなす。

4 第二項の者がこの法律の施行前に受けた医療に要する費用についての都道府県の負担については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に結核予防審議会の委員の職にある者の任期は、改正後の第四十五条第六項本文の規定にかかわらず、昭和三十一年九月三十日までとする。ただし、関係行政庁の職員のうちから任命された委員については、この限りでない。

6 改正前の第三十五条の規定により都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が負担した費用に対する国庫の補助については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
7 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「又は原子爆弾被害者の医療等」に関する法律(昭和三十三年法律第四十二号)第十四条の四第一項を、「原子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十二号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第五項に、「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第三項」を「結核予防法第三十八条第六項」に改める。

和三十三年法律第四十二号)第十四条の四第一項を、「原子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十二号)第十二条第三項若しくは第十四条の四第一項又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第五項に、「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第三項」を「結核予防法第三十八条第六項」に改める。

理由

結核対策の推進を図るため、命令入所患者等の医療費についての国庫の負担率を引き上げる等、その実施を円滑にする措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案
昭和三十六年四月二十八日
衆議院議長 松野 鶴平
参議院議長 清瀬 一郎殿

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律
引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。
五 日本のもと委任統治領であつた南洋群島又は政令で定める地域に、それぞれ昭和十八年十月一日又は政令で定める地域ごとに政令で定める日まで引き續き

六箇月以上生活の本拠を有していた者で、今次の大戦に關連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請又は連合国(日本国との平和条約第二十五条に規定する連合国をいう。以下同じ。)の宣達の命令により、それぞれ昭和十八年十月一日又は政令で定める日以後昭和二十年八月十日以前に本邦に引き揚げたもの(前四号のいずれかに該当する者を除く。)
第八号第一号中「外地にあつた者」の下に「(第二号第一項第五号に該当する者を除く。)」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。
三 昭和十八年十月一日において日本のもと委任統治領であつた南洋群島にあつた者又は第二号第一項第五号の政令で定める地域ごとに政令で定める日において当該地域にあつた者で、今次の大戦に關連する緊迫した事態に基づき日本国政府の要請又は連合国の官憲の命令により本邦に引き揚げたことを余儀なくされるに至つた後引き續き外地にあつて昭和二十年八月十日以前に死亡したものの
第九条第一項中「同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金」については、「昭和十八年十月一日又は第二号第一項第五号の政令で定める地域ごとに政令で定める日、同条第四号に掲げる者に係る遺族給付金」については、「」を加える。

第十号第一項各号列記以外の部分中「同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金」については、「」の下に「昭和十八年十月一日又は第二号第一項第五号の政令で定める地域ごとに政令で定める日、同条第四号に掲げる者に係る遺族給付金」については、「」を加える。

第十一号第一号中「同条第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第二号中「第八号第三号」を「第八号第四号」に改める。

第四章中第十八条の前に次の一条を加える。

(二)以上の引揚者給付金又は遺族給付金を受ける場合の措置
第十七条の二 同一の引揚者に係る二以上の引揚者給付金を受ける権利を有する者又は同一の死亡者に係る二以上の遺族給付金を受ける権利を有する者には、その者が選ぶ一の引揚者給付金又は遺族給付金を支給する。

第十八条中「四年間」を「五年間」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(引揚者給付金等を受けることとなる者の特例)
2 改正後の引揚者給付金等支給法の規定は、昭和三十三年四月一日以後この法律の施行前に死亡した者(この法律の施行前に改正前の第八号第一号に該当した者を除く。)についても適用があるものとす、その者に支給すべき引揚者給

第十号第一項各号列記以外の部分中「同条第三号に掲げる者に係る遺族給付金」については、「」の下に「昭和十八年十月一日又は第二号第一項第五号の政令で定める地域ごとに政令で定める日、同条第四号に掲げる者に係る遺族給付金」については、「」を加える。

付金又は遺族給付金は、それぞれその者の相続人に支給する。この場合において、相続人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金については、第七條第二項の規定を準用する。

3 前項の規定により相続人が受ける引揚者給付金又は遺族給付金については、第七條第一項又は第十三條中第七條第一項に係る部分の規定は適用しない。

(経過措置)

4 この法律の施行前に改正前の第八條第一号又は第二号に係る遺族給付金を受けた者がある場合及びこの法律の施行の際にこれらの規定に係る遺族給付金を受ける権利を有する者がある場合において当該死亡した者に係る遺族給付金については、なお従前の例による。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長山本猛夫君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山本猛夫君登壇〕

○山本猛夫君 たいま議題となりました。結核予防法の一部を改正する法律案、並びに、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。まず、結核予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

結核対策の進展及び結核医療の進歩によつて結核死亡率は著しく減少して参りましたが、なお年々新たに発病する患者の数は相当数に達しており、しかも、最近では、結核患者が比較的所得階層に集積して、これらが感染源となつて結核対策の進展を妨げている実情にかんがみまして、今回、このような感染源患者に対する施策を強化して、結核対策の一そのの推進をはかることとするのが、本改正法律案の目的であります。

そのおもなる内容について申し上げます。

まず、第一は、感染源患者に対し都道府県知事が命令入所等の措置を講じます場合に要する医療費について、原則としてその全額を公費で負担することとし、患者に負担能力がある場合に限つて自己負担をさせますことと、従来二分の一であつた国庫補助率を十分の八の国庫負担率に引き上げることとあります。

第二は、この公費負担と社会保険各法との関係について、公費負担を保障給付に優先することに改めて、その間の調整を行なうこととすることとあります。

第三は、患者登録制度の整備を行ない、登録患者に対する精密検査の実施等についての規定を設けることとあります。

本法案は、去る二月二十日付託となりましたが、昨五月十日の当委員会において質疑を終了し、次いで採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和三十三年の第二十六回国会において成立いたしました本法は、過般の大戦の終結により外地から引き揚げて参りました者及び本邦に引き揚げることを余儀なくせられるに至つた後死亡した者の遺族等に対して、所定の要件に該当する場合には、それぞれ引揚者給付金または遺族給付金を支給し、その再更生に資することとしたものであります。しかるに、本法の適用区域外においてもこれと同様な事情にある者が多数存在する実情にかんがみまして、今回、本法の一部改正をほかり、これら引揚者並びに死亡者に対しても本法の適用対象としたこととするものでございします。

本改正案の要旨の第一は、南洋群島の他政令で定める地域に所定の期間生活の本拠を有していた者で、今次の大戦に關連する事態に基づき、終戦前本邦に引き揚げることを余儀なくされた者に対しては、引揚者給付金を支給すること、第二は、所定の日において第一の地域にあつた者で、同様の事情により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後、引き続き外地にあって終戦前に死亡した者の遺族に対しては、遺族給付金を支給すること、第三は、引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利の消滅時効期間をさらに一カ年延長することとあります。

本法案は、四月二十八日当委員会に付託せられ、昨五月十日、提出者高野一夫君より提案理由の説明を聴取した後、本十一日の委員会において採決の

結果、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第七 教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第七、教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十六年三月七日

内閣総理大臣 池田 勇人

教育職員免許法等の一部を改正する法律

(教育職員免許法の一部改正)

第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

「ろ、学校」を「専学校」に、「左の」を「次の」に、「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第四條第五項第一号中「図画工作」を「美術」に改め、「保健」の下に、「技術」を加え、同項第二号中「図画、工作」を「美術、工芸」に改める。

第五條第一項第四号中「禁」を「禁錮」に改める。

第十八條中「附屬島」を「これらに附屬する島」に改める。

附則第三項中「図画工作」を「美術」に改める。

附則第九項を附則第十項とし、附則第四項から附則第八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 農業、工業、商業若しくは水産又は農業実習、工業実習、商業実習若しくは水産実習の教科について高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係る教科に相当する教科の教授又は実習を担当する中学校の教諭又は講師となることができ

る。

附則に次の三項を加える。

11 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六條第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

七五九

| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 |
|---|--|--|---|
| 所要資格 | 基礎資格 | 第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において第一欄に掲げる職務を担任する教諭としての良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数 | 第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数 |
| 受けようとする免許状の種類 | イ 大学に一年以上在学し、第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、六十二単位(内二単位は、体育とする)以上を修得すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。 ロ 高等学校において第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。 ハ 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有すること。 | 三 | 一〇 |
| 高等学校において家庭実習、農業実習、商業実習、工業実習、商業実習、船実習又は商船実習を担任する教諭の二級普通免許状 | | 六 | 一〇 |
| | | 三 | 一〇 |

備考

一 第五条第一項別表第一備考第一号並びに第六条第二項別表第三備考第一号及び第三号の規定は、この表の場合について準用する。

二 第三欄に掲げる「高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する助教諭の職務を助ける実習助手(文部省令で定めるものに限る。)をいい、実習助手について証明をすべき所轄庁

三 九年以上第一欄に掲げる実習に関する実地の経験を有する者のうち、その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、ハの項中「九年以上」とあるのは、「九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

12 前項の表ハの項に掲げる基礎資格を有する者に、前項の規定による教育職員検定により、同表第一欄に掲げる高等学校教

論二級普通免許状を授与する場合については、第五条第一項第二号の規定は、適用しない。同項の規定による教育職員検定により当該二級普通免許状の授与を受けた者に、当該免許状に係る教科の高等学校教諭一級普通免許状を授与する場合についても、同様とする。

13 第五条第一項別表第一の規定により工業の教科について高等学校教諭免許状の授与を受ける場合は、同表の高等学校教諭の免許状の項に掲げる教諭に関する専門科目についての単位数の全部又は一部の数の単位の修得は、当分の間、同表の規定にかかわらず、それぞれ当該免許状

に係る教科に関する専門科目についての同数の単位の修得をもつて、これに替えることができる。

別表第一の備考第三号中「理科」の下に「技術」を加え、「図画工作」を「美術」に改め、「図画工作」を「美術、工芸」に改め、同表の備考第四号中「図画工作」を「美術」に、「音楽、図画、工作」を「数学、理科、音楽、美術、工芸」に改める。

別表第三の所要資格の項第三欄中「学校の教員」の下に「(二)級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、これらに相当する盲学校、聾学校及び養護学校の各級の教員を含む。」を加える。

別表第六の備考に次の一号を加える。

三 第三欄に掲げる養護教諭又は養護助教諭には、当分の間、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

附則中「ろ、学校」を「聾学校」に、「但書」を「ただし書」に改める。

附則第五項の表の備考第一号中「新法附則第五項」を新法附則第六項」に改め、同表の備考に次の六項を加える。

六項」に改め、同表の備考に次の一号を加える。

七 所要資格の項第三欄に掲げる教員(養護教諭二級普通免許状に係る者に限る。)には、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者について証明すべき所轄庁は、文部省令で定める。

附則第十八項中「新法附則第八項」を「新法附則第九項」に、「且つ」を「かつ」に改める。

附則第十九項中「新法附則第八項」を「新法附則第九項」に改める。

附則第二十四項中「各部の教諭」の下に「講師を含む。」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中教育職員免許法第四号第五項第一号の改正規定、同法附則第三項の改正規定、同法附則第三項の次に一項を加える改正規定、同法別表第一の備考第三号及び第四号の改正規定(中学校教諭免許状に係る教科の改正に部分に限る。)並びに附則第二項、附則第四項、附則第六項及び附則第七項の規定(以下「中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定」という。)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現にこの法律による改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)

若しくは教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百十八号。以下「施行法」といふ。)の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けている者は、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日において、それぞれその有する免許状の種類に応じ、この法律による改正後の教育職員免許法(以下「新法」といふ。)若しくは施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状の授与を受けた者とみなし、その者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画工作の教科について中学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術の教科について中学校の教員の免許状とみなす。

て、それぞれその有する免許状の種類に応じ、新法若しくは施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けた者とみなし、その者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画又は工作の教科について高等学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術又は工芸の教科について高等学校の教員の免許状とみなす。

6 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者で、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間に、文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、新法第五条第一項本文の規定にかかわらず、同法に規定する技術の教科について中学校教諭二級普通免許状を授与することができる。

7 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、改正法附則第二項又は附則第三項の規定により中学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画工作又は職業の教科の授与を担任しているものうち、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間において文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものは、新法に規定する技術の教科の授与を担任することができる。

理由 中学校及び高等学校の教科の改正に伴いこれらの学校の教員の免許状に係る教科を改正するとともに、高等学校の工業、数学及び理科並びに職業に関する実習の教科についての教員の免許状並びに養成教諭の免許状の取得方法について、これらの免許状に係る教員の需給の事情に应付するための臨時措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。文教委員会理事白井莊一君。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔白井莊一君登壇〕

○白井莊一君 ただいま議題となりました、内閣の提出にかゝる、教育職員免許法等の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本案の要点は、一、中学校及び高等学校の教員免許状の教科名称を改めるものでありまして、中学校については、図画工作を美術に改め、新たに技術と設け、高等学校については、図画を美術に、工作を工芸に改めること、二、高等学校の農業、工業等の教員免許状所有者は当分の間中学校における職業関係の相当教科を当然担任できる特例を設けること、三、高等学校教員免許状の取得要件緩和の特例を作り、当分の間、工業教員免許状については教職専門科目の全単位を、また、数学、理科の教員免許状については教職専門科目単位の半数をそれぞれ当該教科専門科目の修得をもってこれにかえることができるようにすること、四、教員類似の仕事に従事している産業教育関係の実習助手及び学校看護婦等

に対して教員免許状取得の機会を開くため、当分の間従来の在職年数をそれぞれ当該免許状取得に要する教員として在職年数として取り扱う特例を設けること、その他必要な経過措置を規定するものであります。

本案は、去る三月七日当委員会に付託となり、同月十日文部大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重に審議されたのであります。特に次の諸点、すなわち、一、高等学校における工業等の教育免許状取得要件緩和の措置は、免許法制度の根本精神に反し、科学教育の偏重ではないか、また、本改正によつて教員の需要に対する供給不足度がどの程度解消されるか、二、実習助手、学校看護婦等に対しては、免許法上の緩和だけでなく、その身分の確立、給与の改善等にわたつての積極的施策が緊要ではないかなど、各般にわたつて、きわめて熱心に審議されたのであります。それらの詳細については会議録によつて御承知願ひたいと存じます。

かくて、五月十日に至り本案に対する質疑を終了、次いで、日本社会党山中吾郎君外三名から、本案附則第十三項削除の修正案が提出せられ、同党三木喜夫君から同修正案の趣旨説明があり、直ちに討論に入り、日本社会党を代表して村山喜一君から本案に反対、修正案に賛成の討論がありました。かくて、採決の結果、修正案は起立少数をもって否決され、本案は起立多数をもって原案の通り可決されました。

右、御報告いたします。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。

昭和三十六年五月十一日 衆議院会議録第三十八号 教育職員免許法等の一部を改正する法律案

昭和三十六年五月十一日 衆議院會議録第三十八号 製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案 離島振興法の一部を改正する法律案 七六一

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律(昭和二十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

| | | | | |
|--------------|----------------------|--------|-------|-------|
| 長さ 一二五ミリメートル | マニラ葉を主原料とした中級品 | 五本一五〇円 | 葉巻たばこ | アストリア |
| 長さ 一二八ミリメートル | ハバナ葉を主原料とした上級品 | 五本九〇〇円 | 葉巻たばこ | アストリア |
| 長さ 一二五ミリメートル | マニラ葉及びハバナ葉を主原料とした中級品 | 五本二五〇円 | 葉巻たばこ | グロリア |
| 長さ 一二五ミリメートル | マニラ葉を主原料とした中級品 | 五本一五〇円 | 葉巻たばこ | アストリア |

改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における葉巻たばこの消費の状況にかえりみ、現に試製して販売中の葉巻たばこ「バンドール」及び「グロリア」をさらに継続して販売するため日本専売公社製造たばこ価格表に追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長足立篤郎君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔足立篤郎君登壇〕

○足立篤郎君 たいだいま議題となりました。製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、現在日本専売公社が試作販売中の高級葉巻たばこ「バンドール」及び中級葉巻たばこ「グロリア」を製造たばこ価格表に追加するとともに、現在販売中の葉巻たばこ「アストリア」の型式に関する規定を一部改めようとするものであります。

本法律案の審議に関連して、葉巻たばこの収納価格の決定等に関し真摯な質疑がかわされましたが、詳細は會議録に譲りたいと存じます。

本法律案は、本日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(清瀬一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

離島振興法の一部を改正する法律案

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、網島正興君外七名提出、離島振興法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

離島振興法の一部を改正する法律案(網島正興君外七名提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、網島正興君外七名提出、離島振興法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(清瀬一郎君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案を議題としたします。

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案を議題としたします。

右の議案を提出する。

昭和三十六年四月二十七日

- 提出者
- 網島 正興 大橋 武夫
 - 二階堂 進 高橋 等
 - 高橋清一郎 加藤 勘十
 - 石橋 政嗣 受田 新吉
- 賛成者
- 安倍晋太郎外百五名

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「必要と認める離島」の下に「の地域の全部又は一部」を加える。

第九条第五項中「十分の三・五以内」を「十分の四以内」に改める。

第十一条第一項中「委員三十人以上」を「委員三十一人以上」に改め、同項中第三号を第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 北海道開発事務次官

別表(三中)「三分の二」を「四分の三」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

離島振興の実施状況にかんがみ、離島振興対策実施地域の指定、国庫補助の割合及び離島振興対策審議会の組織について所要の改正を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一億円の見込みである。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。商工委員長中川俊思君。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔中川俊思君登壇〕

○中川俊思君 たいだいま議題となりました離島振興法の一部を改正する法律案

○中川俊思君 たいだいま議題となりました離島振興法の一部を改正する法律案

案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

離島振興法は、離島の後進性を除去し、その経済力の培養、島民の生活の安定と福祉の向上をはかるため、昭和二十八年制定され、本法に基づいて樹立された振興計画に従って年々振興事業が進められているのでありますが、本法施行の状況にかんがみまして、離島の振興を一そう円滑に進めるため、本法に所要の改正を行なう必要があるというのが、提案の趣旨であります。

改正の要点は、第一、離島振興対策実施地域として、離島の地域の一部分についても指定することができることとする、第二、簡易水道の布設費用に対する国庫の補助割合十分の三・五以内を十分の四以内に引き上げる、第三、離島振興対策審議会の委員の数を一人増員し、北海道開発事務次官をこれに充てる、第四、道路の新設及び改築に要する費用に対する国庫の補助割合三分の二を四分の三に改めることとあります。

本案は、四月二十七日当委員会に付託され、五月十日提出者二階堂進君より提案理由の説明を聴取し、本日採決に付しましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、報告を終わります。

○議長(清瀬一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

出席國務大臣
法務大臣 植木庚子郎君
大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 荒木萬壽夫君
建設大臣 中村 梅吉君
出府政府委員
総理府総務長官 藤枝 泉介君
経済企画政務次官 江藤 智君
外務政務次官 津島 文治君
厚生政務次官 安藤 覺君
農林政務次官 八田 貞義君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)
一、去る四月二十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

地方税法の一部を改正する法律

(報告書受領)
一、昨日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和三十一年度第三・四半期における予算使用の状況

(政府委員承認)
一、去る一日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第三十八回国会政府委員に任命することを承認した。

運輸省港務局長 坂本 信雄
一、昨日、清瀬議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第三十八回国会政府委員に任命することを承認した。

運輸省海運局長 朝田 静夫
(政府委員命令通知受領)

一、去る一日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、去る一日議長において承認した坂本信雄を同日第三十八回

国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る九日、池田内閣総理大臣から吉行市太郎の第三十八回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

一、昨日、池田内閣総理大臣から清瀬議長宛、昨日議長において承認した朝田静夫を同日第三十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)
一、昨日、内閣委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 高橋 等君(理事高橋等君去る四月二十五日委員

辞任につきその補欠)
(常任委員辞任)
一、去る八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 竹下 登君 鈴木 善幸君
通信委員 鈴木 善幸君

寺島隆太郎君 羽田武嗣郎君
早稲田博三郎君 齋藤 邦吉君
笹本 一雄君 竹下 登君
二階堂 進君 松本 俊一君
建設委員 齋藤 邦吉君

一、昨日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 牧野 寛索君 飯谷 忠男君
外務委員 宇都宮徳馬君 小泉 純也君
園田 直君 床次 徳二君
中野 幸男君 小沢 辰男君
中野 四郎君 藤井 勝志君
大蔵委員 藤井 勝志君
文教委員 伊藤 輝一君 田川 誠一君

千葉 三郎君 原田 憲君
鈴木 義男君 宇野 宗佑君
尾関 義一君 龜岡 高夫君
藤井 勝志君 内海 清君
社会労働委員 伊藤 郷一君 鈴木 義男君
島本 虎三君 田邊 誠君

運輸委員 山本 幸一君 佐々木更三君
内海 清君 鈴木 義男君
通信委員 佐々木更三君 成田 知巳君
八百板 正君 山本 幸一君
小林 進君 龜岡 高夫君
建設委員 木村 公平君 松井 政吉君
決算委員 山中 吾郎君 成田 知巳君

(常任委員補欠選任)
一、去る八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 鈴木 善幸君 竹下 登君
通信委員 鈴木 善幸君

竹下 登君 齋藤 邦吉君
笹本 一雄君 松本 俊一君
二階堂 進君 竹山祐太郎君
寺島隆太郎君 鈴木 善幸君
早稲田博三郎君 羽田武嗣郎君

竹山祐太郎君 齋藤 邦吉君
一、昨日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 飯谷 忠男君 牧野 寛索君
外務委員 中野 四郎君 浦野 幸男君
藤井 勝志君 小沢 辰男君
小泉 純也君 床次 徳二君
宇都宮徳馬君 園田 直君
大蔵委員 藤井 勝志君 天野 公義君
文教委員 藤井 勝志君 尾関 義一君

龜岡 高夫君 宇野 宗佑君
内海 清君 原田 憲君
田川 誠一君 千葉 三郎君
伊藤 郷一君 鈴木 義男君
山本 幸一君 佐々木更三君
運輸委員 鈴木 義男君 内海 清君
通信委員 田邊 誠君 小林 進君
松井 政吉君 島本 虎三君
成田 知巳君

(議案提出)
一、去る八日議員から提出した議案は次の通りである。

百貨店法の一部を改正する法律案(田中武夫君外十三名提出)
一、去る九日議員から提出した議案は次の通りである。

産炭地域の振興に関する臨時措置法案(藤岡田清一君外二十八名提出)
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(田中角榮君外七名提出)

一、昨日委員長から提出した議案は次の通りである。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

(議案付託)
一、昨日委員会に付託された議案は次の通りである。
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(田中角榮君外七名提出、乗法第三六号)
内閣委員会 付託

昭和三十六年五月十一日 衆議院会議録第三十八号 離島振興法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

昭和三十六年五月十一日 衆議院會議録第三十八号 朗読を省略した議長の報告

(議案送付)

一、去る四月二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

農業基本法案
一、昨十日、予備審査のため次の本議員提出案を参議院に送付した。
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(田中角榮君外七名提出)

駐留軍関係係職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

(議案通知)

一、去る四月二十九日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。
地方税法の一部を改正する法律案(答弁書受領)

一、去る四月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員谷口善太郎君提出石川県山中町における仮払い金等支出に関する質問に対する答弁書
衆議院議員松前重義君提出道路運送法の一部改正に関する質問に対する答弁書

石川県山中町における仮払い金等支出に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和三十六年三月十八日
提出者 谷口善太郎

衆議院議長清瀬一郎殿
石川県山中町における仮払い金等支出に関する質問主意書

石川県沼津郡山中町においては、昭和三十四年度歳入歳出決算書において、千二百二十八万五千円の仮払い金支出があること並びに昭和三十三年度から同三十五年度に至る一般会計決算書において合計金七百三十四万二千五百六十三円の過年度支出金のあることが判明した。

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

よつて、次の諸点につき質問する。

一 前記仮払い金支出並びに過年度支出の事実があるならば、かかる支出は地方自治法上適法と考へるか。

三 山中町の財政運営につき、いかなる監督をしたか。

昭和三十六年四月二十八日
内閣総理大臣 池田 勇人
衆議院議長清瀬一郎殿
衆議院議員谷口善太郎君提出石川県山中町における仮払い金等支出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員谷口善太郎君提出石川県山中町における仮払い金等支出に関する質問に対する答弁書
一 について
山中町は、昭和三十四年度までの間において支出した金額の一部を決算上当該年度の支出として計理しないで、過年度支出として逐次整理を行ない、昭和三十五年度においてその整理を完了している。

二 について
本件のように整理を翌年度以降に持ち越すことは適法ではないが、これらの未整理分の整理を行なう場合においては、翌年度以降において過年度支出として処理することはやむを得ないものと考へる。

三 について
地方団体に對する財政指導としては、予算編成及び財政運営の通

達を通じて一般的な指導を行なつては、特に山中町について特別の指導監督を行なつてはいけな

しかし、今後においては、県を通じて財政運営について充分な指導を行なつてゆきたい。

道路運送法の一部改正に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和三十六年四月十九日
衆議院議長清瀬一郎殿
衆議院議員松前重義君提出道路運送法の一部改正に関する質問主意書

このため、道路運送業界の破壊は時日の問題となつてはいるのみならず、最近に至つては暴力に結びつき、各地の行政府は、その機能が麻痺し、警察官とも衝突を繰り返している現状である。

これは単に一道路交通事業のみならず、法秩序の維持にも重大な影響を及ぼすことにかんがみ、政府においては右の法秩序維持に対し、いかなる処置を講ぜられんとされているか。

昭和三十六年四月二十八日
内閣総理大臣 池田 勇人
衆議院議長清瀬一郎殿
衆議院議員松前重義君提出道路運送法の一部改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員松前重義君提出道路運送法の一部改正に関する質問に対する答弁書

政府は、道路運送法の免許を受けないで、違法にタクシードライバーを行なういわゆるタクシードライバーは、運輸省、警察当局の緊密な連絡のもとに、鋭意これが取締りにあたつては、今後一層これが取締りを強化徹底するとともに、タクシードライバーを適切に行なり等もタクシードライバーの発生を招くような原因を除去することにより、その絶滅を期する所存である。

なお、道路運送法の改正については、すでに昨年九月訓令を強化する等の措置を講じたところであり、漸次その効果が現れるものと期待しているが、今後なお検討を進めて行きたい。

右答弁する。
一、去る六月、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員西村一君提出家庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する再質問に対する答弁書
家庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。
昭和三十六年四月二十七日
提出者 西村 一
衆議院議長清瀬一郎殿
衆議院議員西村一君提出家庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する再質問主意書

滋賀県高島郡家庭野演習場において、去る三月六日から十一日まで行なわれた対戦車「マット(TATM-3C)」の発射実験について、さらにこれが実験の目的と効果並びに当地

で実験を行なつた理由を伺いたい。
右質問する。
昭和三十六年五月六日
内閣総理大臣 池田 勇人
衆議院議長清瀬一郎殿
衆議院議員西村一君提出家庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員西村一君提出家庭野演習場における対戦車ミサイルの発射実験に関する再質問に対する答弁書
本実験は対戦車ミサイル(防衛庁では対戦車ロケットという。)開発の最終段階の試験の一であつて、種々の環境下で試験済の部品で組み立てられた数種のロケットの飛しよう状況を確認し、各部品の良否を判定して各種の設計資料を得るために行なつたもので、所期の成果を挙げることができた。

対戦車ロケットの試験は、従来、主として富士演習場で行なつたが、富士演習場が、他の演習に使用されていたので、比較的余裕のあつた家庭野演習場を使用した。

衆議院會議録第三十四号中正誤
八〇三 行 誤 正
七〇三 から三 に改めこと と 改めること

衆議院會議録第三十六号中正誤
八〇三 行 誤 正
七〇三 から三 に改めこと と 改めること

衆議院會議録第三十六号中正誤
八〇三 行 誤 正
七〇三 から三 に改めこと と 改めること

衆議院會議録第三十六号中正誤
八〇三 行 誤 正
七〇三 から三 に改めこと と 改めること

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
発行所 東京都新宿区市谷本町一丁目五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一五五